



第2次川口市農業基本計画
(川口市都市農業振興計画)

はじめに



本市は東京都に隣接し、道路や鉄道といった交通の利便性に優れると同時に、水辺空間や緑地空間など豊かな自然を有する都市です。市北東部を中心に、伝統ある植木をはじめとした花きに加えて、野菜・果樹などが生産されており、都市において貴重な農空間を提供しています。

平成27年に都市農業振興基本法が制定されて以降、都市農地の位置づけは「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと180度転換され、生産緑地制度や相続税納税猶予制度についても大幅な見直しが行われるなど、都市農業の安定的な継続に向けた環境整備が進められてきました。

一方で、全国的な農業者の減少・高齢化など農業構造の変化に加え、世界的な気候変動、新型コロナウイルスの流行や国際情勢の悪化などを背景として、制定から20年以上が経過した「農政の憲法」とも呼ばれる食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討が開始され、日本の農業は大きな岐路を迎えています。

私たちは、農地・農業から暮らしを豊かにする様々な恩恵を受けており、その農地・農業は、本市の農業者が現在まで努力して守ってこられたものです。しかし、都市農業を守っていくということは決して簡単なことではありません。都市農業を未来につないでいくためには、農業者をはじめとして、市民、事業者や行政が連携して取り組んでいくことが重要でありますので、皆様の一層のご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、川口市農政審議会委員の皆様をはじめ、川口市農業委員会委員、川口緑化産業団体連合会、さいたま農業協同組合の他、貴重なご意見を賜りましたすべての皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

川口市長 奥ノ木信夫

目次

第1章 計画の概要	
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 都市農業をめぐる情勢の変化	3
(1) 都市農業に係る法律	3
(2) SDGs・持続可能な社会への関心の高まり	5
5 計画改訂の視点	6
第2章 川口市の農業の現状と課題	
1 川口市の農業をとりまく現状	8
(1) 統計データ	8
(2) アンケート調査結果	13
(3) 農業者・関係団体等へのヒアリング調査結果	22
2 川口市の農業の課題	23
第3章 将来像・施策の体系	
1 目標とする将来像	26
2 4つの基本方針	27
3 基本施策について	28
4 施策の体系	29
第4章 施策の展開	
基本方針Ⅰ 伝統ある川口農業の経営安定・向上	32
基本方針Ⅱ 次世代につなぐ持続的な農地の保全と活用	36
基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しむ・守る	39
基本方針Ⅳ 多様な連携による新しい価値の創出	41
第5章 計画の実現に向けて	
1 計画推進の方針	44
(1) 情報の受発信・共有	45
(2) 地域資源の有効活用	45
(3) 連携・協力による推進	46
2 計画の進行管理	47
(1) 進行管理の体制	47
(2) 進行管理の進め方	47
資料編	
1 策定の経緯	50
2 川口市農政審議会委員名簿	51
3 アンケート調査結果	52
4 用語解説	69

・「*」は、用語解説に記載の用語を示します（初出の場合のみ「*」を表記しています。）。
・表及びグラフ中の数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

第1章 計画の概要

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 都市農業をめぐる情勢の変化
- 5 計画改訂の視点

第1章 計画の概要

1 計画の目的

本市では、平成23年（2011年）に、本市農業のビジョンを明確にし、農業振興策を総合的かつ計画的に推進するため、「川口市農業基本計画」を策定しました。その後、都市農業の振興に関する計画（地方計画）の策定が努力義務となるなど、都市農業をめぐる情勢の変化を受け、平成30年（2018年）に「川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）」（以下、「前計画」という。）としてこれを改訂し、これまで様々な農業振興策の推進を図ってきました。しかし、農業者の高齢化や担い手の不足、農地の減少など、本市農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

一方で、平成27年（2015年）の「都市農業振興基本法」の制定、平成28年（2016年）の「都市農業振興基本計画」の策定により、都市農地の位置づけは「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ大きく転換され、新鮮な農産物の供給、良好な景観の形成や農業体験・学習の場の提供など、都市農業の持つ多様な機能が評価されることとなりました。

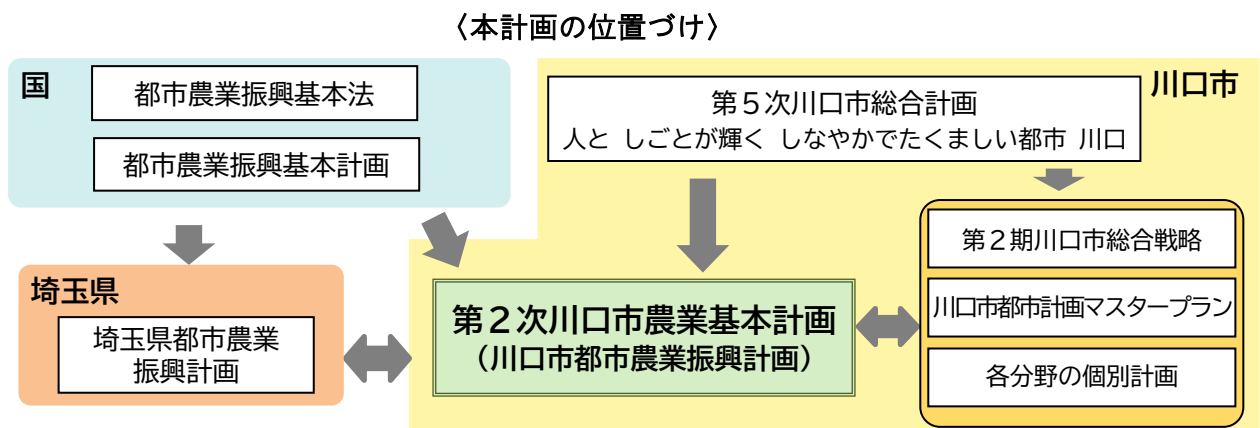
さらに、平成29年（2017年）の「生産緑地法」等の改正、平成30年（2018年）の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の制定など、都市農地の保全・活用に向けた法整備も進められてきました。

本計画は、前計画期間の満了を受け、このような農地や農業に関する期待・役割の変化などに対応できる、新たな本市農業の指針となる将来像や取組を示すことを目的として策定しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の法律や計画、県の計画や方針などをふまえつつ、本市の最上位計画である「第5次川口市総合計画*」（平成28年度～令和7年度（2016年度～2025年度））をはじめ、他の関連計画とも整合した本市農業の総合的な振興を目指す計画です。

都市農業振興基本法では、都市農業を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義していますが、本市は三大都市圏特定市*に該当し、市内全域が都市化の影響を顕著に受けていることから、市内で行われる農業全てを都市農業と捉え、本計画を都市農業振興基本法第10条に定められた「地方計画」として位置づけます。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とします。計画期間中には、社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

4 都市農業をめぐる情勢の変化

（1）都市農業に係る法律

都市農業振興基本法の制定を契機として、都市農業をめぐる情勢は大きく変化しています。

- 都市農業振興基本法（平成27年4月施行）
- 都市農業振興基本計画（平成28年5月閣議決定）

都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に制定されました。同法に基づき平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画では、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、都市に「あるべきもの」と位置づけました。

都市農業振興基本計画では、施策の方向性として以下の3つが掲げられています。

都市農業振興基本計画

- ①都市農業の担い手の確保
- ②都市農業の用に供する土地の確保
- ③農業振興施策の本格的展開

また、市街地やその周辺の地域で行われる都市農業には、以下のような多様な機能の発揮が期待されています。

都市農業のさまざまなはたらき



景観形成
まちなみを良くするはたらき



交流・レクリエーション
交流を生むはたらき



食育・教育
食を学ぶはたらき



地産地消
地域の食料をつくるはたらき



環境保全
環境を守るはたらき



防災
防災に役立つはたらき

参照：考えてみよう。都市農業の多面的機能。HP

■ 生産緑地法（平成 29 年 5 月一部改正）

生産緑地制度は、良好な生活環境の確保のため、市街化区域*内の農地を所有者の申出により都市計画に定め、建築行為等を規制することで都市農地の計画的な保全を図る制度です。

〈主な改正内容〉

- 生産緑地地区*の面積要件の引下げ（市区町村の条例により、面積要件を 500 m²以上から 300 m²以上まで引下げ可能に）
- 生産緑地地区における建築規制の緩和（農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストラン*の設置が可能に）
- 特定生産緑地制度の創設（生産緑地地区の都市計画決定後 30 年経過するものについて、特定生産緑地に指定する場合は、買取り申出ができる期日が 10 年延長される（その間、税制特例措置が継続する））

また、生産緑地法等の一部改正に併せて、生産緑地の一団要件や追加・再指定などの基準を定めた都市計画運用指針が改正されました。

■ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年 9 月施行）

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることによって、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の健全な発展や都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的に制定されました。

〈主な内容及び関連税制特例措置の内容〉

- 相続税納税猶予制度*の適用を受けている生産緑地の貸借が可能
- 貸借期間が終了すれば、貸借していた生産緑地は所有者に返還される
- 貸借期間中に相続が発生したときには、生産緑地の相続人は貸し付けたまま相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能

■ 農業経営基盤強化促進法（令和 4 年 5 月一部改正）

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することで、農業の健全な発展に寄与することを目的に制定されました。

〈主な改正内容〉

- 市町村が農業者、農業委員会*、農地中間管理機構*等との話し合いを通じて、地域における農業の将来のあり方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定
- 農地中間管理機構への貸付け等の促進による農地の集約化
- 都道府県が、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備

(2) SDGs・持続可能な社会への関心の高まり

SDGs（持続可能な開発目標）は、持続的社会的構築に向けた、2030年までに達成すべき国際的な目標として、2015年の国連サミットで採択されました。SDGsは、広範にわたる社会的なニーズに取り組むとともに、気候変動や環境問題などにも取り組む必要があることを認識しています。

本市においても、国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示した「SDGs日本モデル」に賛同しています。

17の持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任 つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

5 計画改訂の視点

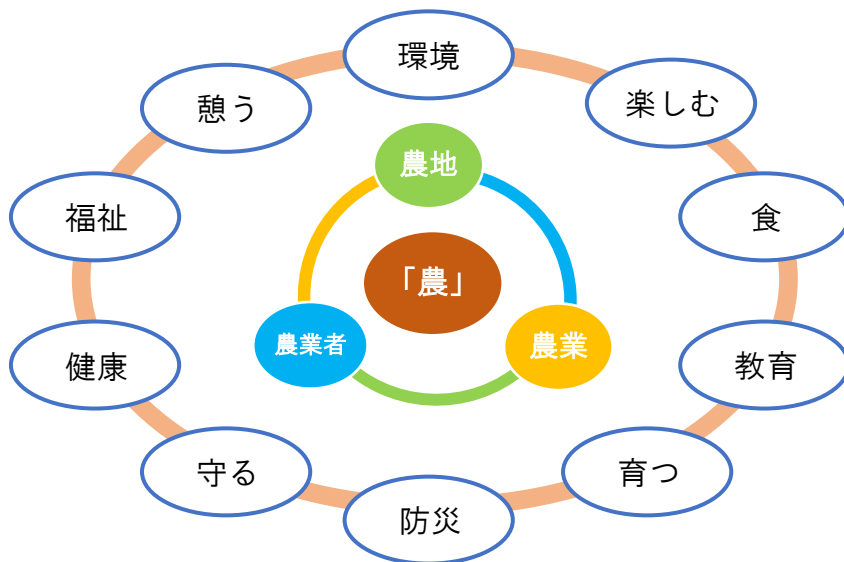
本市では、前計画に基づき、認定農業者*への支援、川口産農産物のブランド化に向けた取組支援、市役所でのマルシェ*開催や学校給食への川口産農産物の利用など地産地消*の推進、農地情報の収集・提供、生産緑地の指定面積要件の引下げなどの取組を進めてきました。

計画改訂にあたっては、社会経済情勢の変化などをふまえ、主に以下のような視点から改訂を行います。

- ◆ 農業者ニーズ・市民ニーズを取り入れた計画とする。
- ◆ 法制度の改正をふまえ、都市農業に期待される役割や機能などに対応した計画とする。
- ◆ 都市農業の振興とともに、本市のまちづくりに資する農業振興計画として策定する。
- ◆ 人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な計画とする。
- ◆ SDGsや環境問題などへの取組や意識の高まりに呼応した計画とする。

また、本市の農業振興のあり方については、産業としての農業の振興とともに、都市農業の多様な機能を発揮することで、都市と農地が共存する「豊かな暮らし」の実現につながることを基本的な考え方とします。

〈川口市の農業振興のイメージ〉



第2章 川口市の農業の現状と課題

- 1 川口市の農業をとりまく現状
- 2 川口市の農業の課題

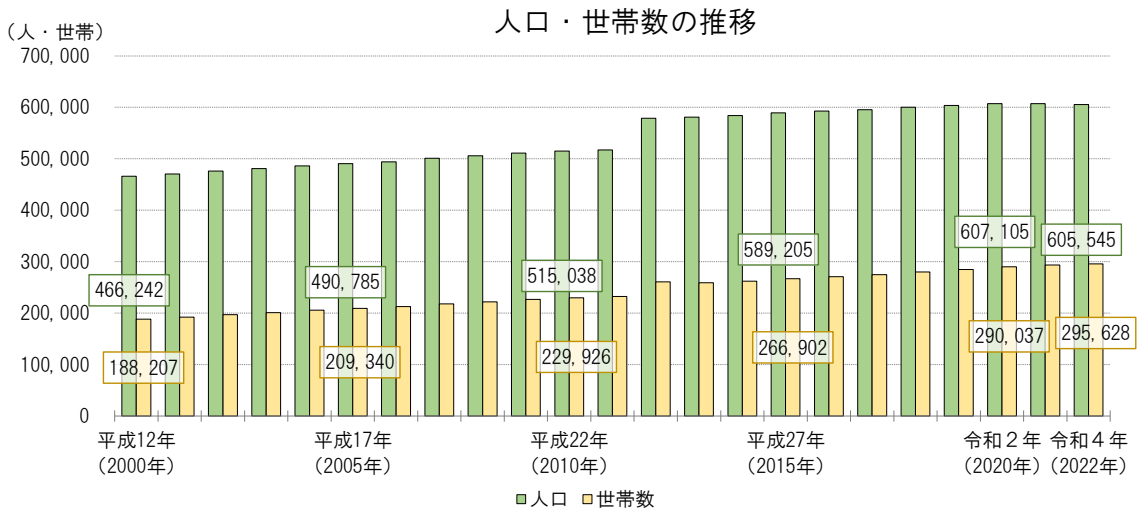
第2章 川口市の農業の現状と課題

1 川口市の農業をとりまく現状

(1) 統計データ

① 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数は、令和4年（2022年）1月1日現在で605,545人、世帯数は295,628世帯となっています。人口、世帯数とも増加傾向にありますが、人口は令和12年、世帯数は令和17年をピークに減少に転じるものと推計されています。



出典：川口市統計書

※各年1月1日現在

※平成23年（2011年）10月に川口市・鳩ヶ谷市合併

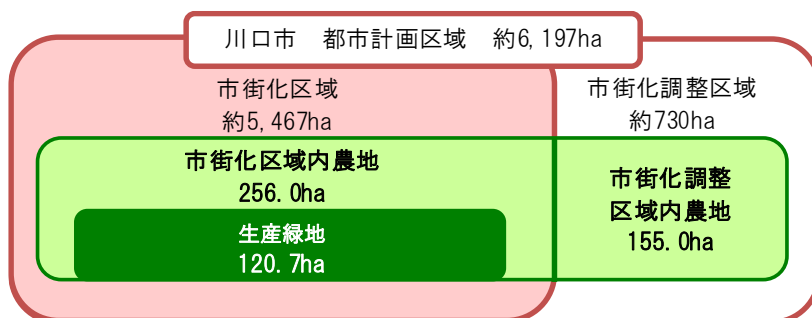
② 農地の状況

■都市計画区域

本市の都市計画区域*面積は約6,197haです。そのうち、市街化区域は約5,467haで88.2%、市街化調整区域*は約730haで11.8%を占めています。

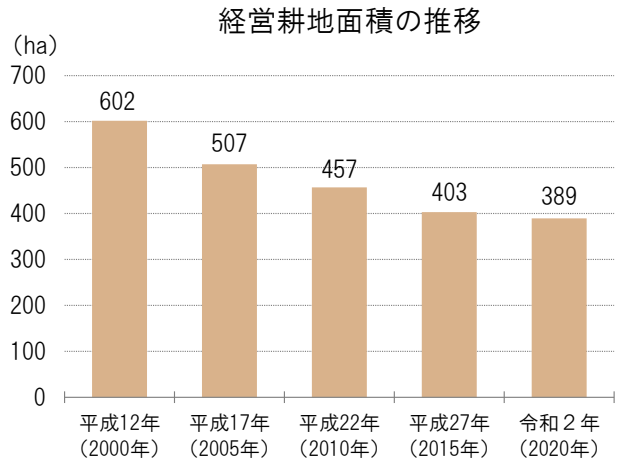
令和4年（2022年）4月1日現在の市街化区域内農地は256.0ha、そのうち生産緑地地区は47.1%の120.7haであり、市街化調整区域内農地は155.0haとなっています。農地は年々減少しており、平成24年（2012年）と比較すると、生産緑地は15.1%、市街化調整区域内農地は19.0%減少しています。

川口市の都市計画区域区分（令和4年4月1日現在）



■ 経営耕地面積

令和2年(2020年)の経営耕地面積*は389haです。平成12年(2000年)と比較すると、35.4%減少しています。

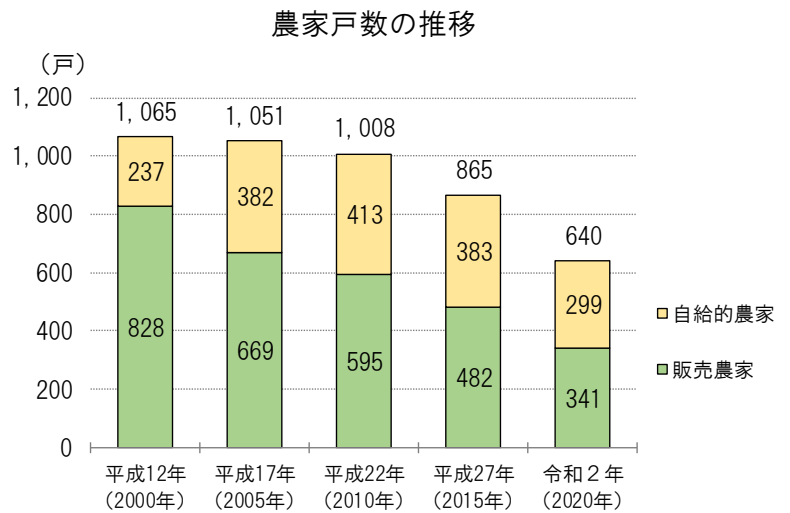


出典：農林業センサス*
 ※平成12年は販売農家、平成17年以降は農業経営体の数値

③ 農業者の状況

■ 農家戸数

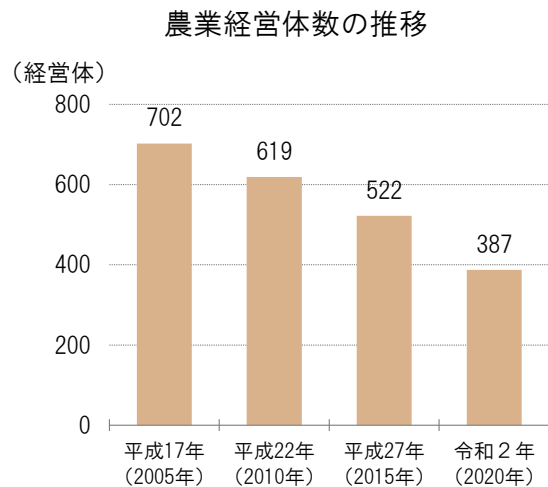
令和2年(2020年)の農家戸数は640戸(販売農家*341戸、自給的農家*299戸)です。平成12年(2000年)と比較すると、39.9%減少しています。



出典：農林業センサス

■ 農業経営体数

令和2年(2020年)の農業経営体*数は387経営体です。平成17年(2005年)と比較すると、44.9%減少しています。

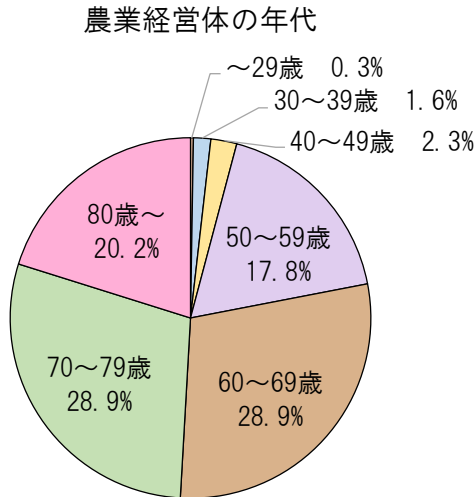


出典：農林業センサス
 ※平成12年までは農業経営体の調査項目なし

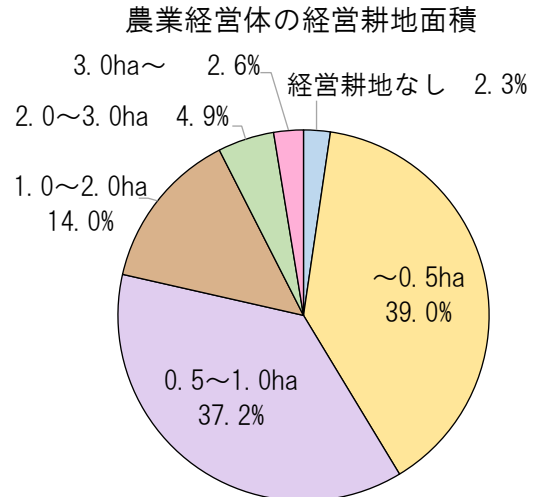
■農業経営体の年代と経営耕地面積

農業経営体の年代をみると、387経営体のうち、約半数を70歳以上が占め、60歳以上は78.0%となっています。

経営体を経営耕地面積別にみると、「0.5ha未満」が最も多く39.0%（151経営体）、次いで「0.5～1.0ha」が37.2%（145経営体）と、面積規模の小さい農業経営体が多くを占めています。



出典：2020年農林業センサス

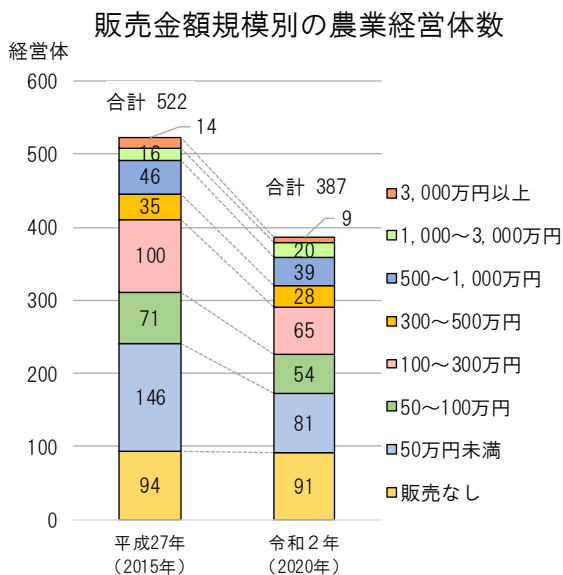


出典：2020年農林業センサス

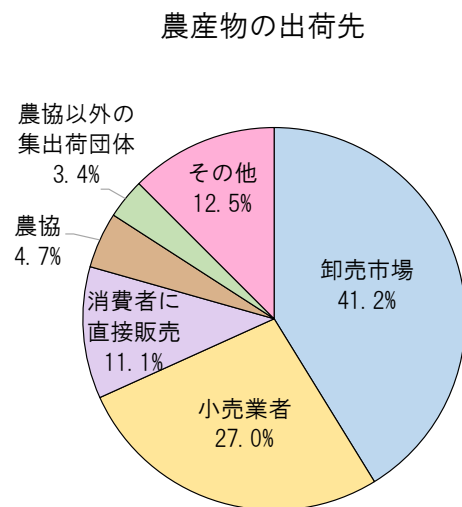
■農業経営体の販売金額と農産物の出荷先

令和2年（2020年）の販売金額規模別経営体数は、「500万円以上」の農業経営体が17.6%（68経営体）の一方、「販売なし」が23.5%（91経営体）、「50万円未満」が20.9%（81経営体）であり、全体としては小規模な経営体が多くを占めています。平成27年（2015年）と比較すると、平成27年（2015年）は「500万円以上」が14.6%（76経営体）であり、経営体数は減少しているものの、販売金額が500万円以上の経営体の割合は増加しています。

また、令和2年（2020年）の販売実績がある農業経営体（296経営体）について、農産物の売上1位の出荷先は、「卸売市場」が41.2%（122経営体）、「小売業者」が27.0%（80経営体）、「消費者に直接販売」が11.1%（33経営体）と続いています。



出典：農林業センサス



出典：2020年農林業センサス

■後継者の状況及び今後の経営形態・離農の意向

農地基本台帳*に登録のある農業者（農家）（1,081戸）のうち、後継者がいない農業者（農家）が46.4%（502戸）を占めています。また、今後の経営形態の意向については、「専業農家*」が5.4%（58戸）、「第1種兼業農家*」が11.5%（124戸）などであり、離農の意向が20.3%（219戸）を占めています。

現在と比較すると、経営の縮小や離農が進むことが予想されます。

後継者の状況

	戸数(戸)	割合(%)
後継者が就農している	148	13.7
後継の就農予定者がいる	227	21.0
後継者がいない	502	46.4
無回答	204	18.9
合計	1,081	100.0

経営形態

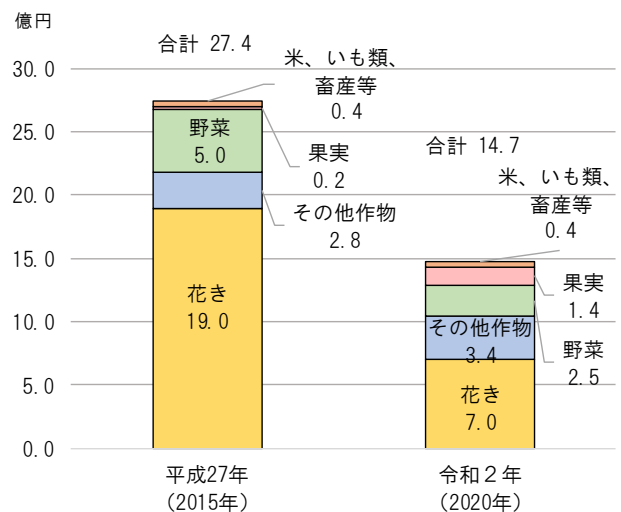
経営形態	現在		今後の意向	
	戸数(戸)	割合(%)	戸数(戸)	割合(%)
専業農家	109	10.1	58	5.4
第1種兼業農家（農業所得が主）	164	15.2	124	11.5
第2種兼業農家*（農業所得が従）	784	72.5	441	40.8
離農したい			219	20.3
無回答	24	2.2	239	22.1
合計	1,081	100.0	1,081	100.0

出典：市農地基本台帳（令和3年（2021年））

④ 農産物生産の概況

■農業産出額

令和2年（2020年）の農業産出額の推計は14.7億円であり、内訳は、「花き*」が7.0億円、「その他作物（庭園樹苗木等）」が3.4億円と、緑化産業の産出額が多くを占めています。平成27年（2015年）と比較すると、農業産出額全体としては46.4%減少しています。



出典：市町村別農業産出額（推計）

■作目ごとの農地利用面積

農地基本台帳に登録のある農業者（農家）（1,081戸）の作目*ごとの農地利用面積は、「植木畑」が56.1%（277.2ha）と最も大きく、次いで「露地野菜」が18.1%（89.6ha）、「花木畑」が12.1%（59.9ha）、「水稲」が3.7%（18.4ha）となっています。

作目ごとの農地利用面積及び戸数

作目等	農地利用面積(ha)		戸数(戸)	
		割合(%)		割合(%)
植木畑	277.2	56.1	578	53.5
露地野菜	89.6	18.1	616	57.0
花木畑	59.9	12.1	182	16.8
水稲	18.4	3.7	46	4.3
休耕地	15.1	3.1	81	7.5
施設用地	11.3	2.3	69	6.4
貸付地	4.4	0.9	32	3.0
果樹	4.3	0.9	19	1.8
市民農園	3.2	0.6	17	1.6
苗木	2.3	0.5	5	0.5
盆栽	0.9	0.2	3	0.3
施設野菜	0.7	0.1	15	1.4
その他	7.2	1.5	39	3.6
無回答			77	7.1
合計	494.3			

出典：市農地基本台帳（令和3年（2021年））

※「作目等」は、主要な作目等について5つまで複数回答可

※農地基本台帳に登録のある農業者（農家）に対し実施した調査結果であり、
農林業センサスの経営耕地面積の数値とは一致しない

※農地利用面積には、市外農地の利用面積を含む

(2) アンケート調査結果

① 農業者アンケート

農業者アンケートは、川口市内の農業者1,077人（農地基本台帳に登録のある農業者（農家））を対象に、令和4年7月7日～21日を調査期間として郵送で実施し、420件（回収率39.0%）の回答をいただきました。

■今後の担い手や労働力の確保、農地について

農業後継者の支援策として「農業に関する情報提供」などが求められています。

- ・ 後継者の支援として必要なことは、「農業に関する情報提供」が最も多く23.8%、「農業技術指導」が19.8%、「農業に関する経営指導」が18.1%などとなっています。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（生産緑地の貸借に係る新たな仕組み）はほとんど知られていません。

- ・ 「内容も知っている」が11.7%の一方、「聞いたことはある」が34.0%、「知らない」が47.1%となっています。

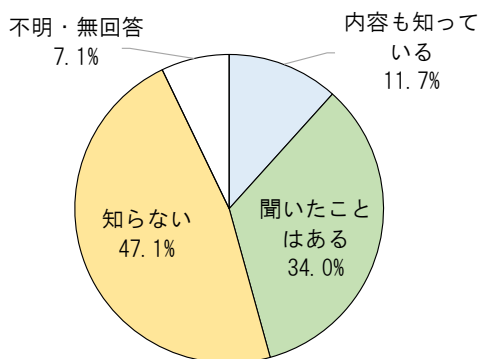
農地の流動化が進む可能性があります。

- ・ 今後の経営規模の意向は、「拡大したい」が2.9%、「現状維持」が52.1%、「縮小したい」が23.6%であり、「縮小したい」と回答した農業者のうち、農地の貸借や売却意向のある人は39.4%（「自分の農地を貸すことはできる」「自分の農地を売ることにはできる」の合計）となっています。

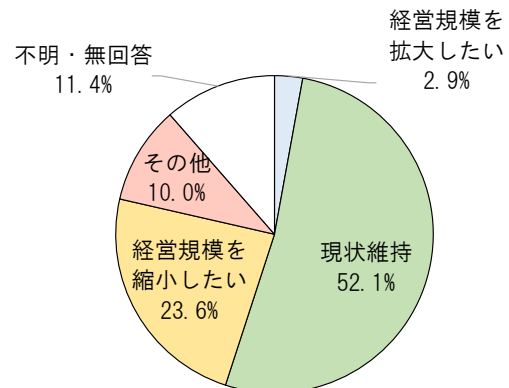
相続発生時に農地が減少する可能性が高くなっています。

- ・ 相続が発生した場合の対応について、「農地を処分して対応する」が最も多く44.8%、「農地以外の土地（アパートや駐車場など）を処分して対応する」が19.8%、「土地は処分せずに対応する」が13.8%、「相続税の納税猶予の適用を受けて対応する」が16.7%などとなっています。

生産緑地の貸借に係る新たな仕組みの認知
(回答者数=420, 単数回答)



今後の経営規模の意向について
(回答者数=420, 単数回答)



■今後の販売意向・販路等について

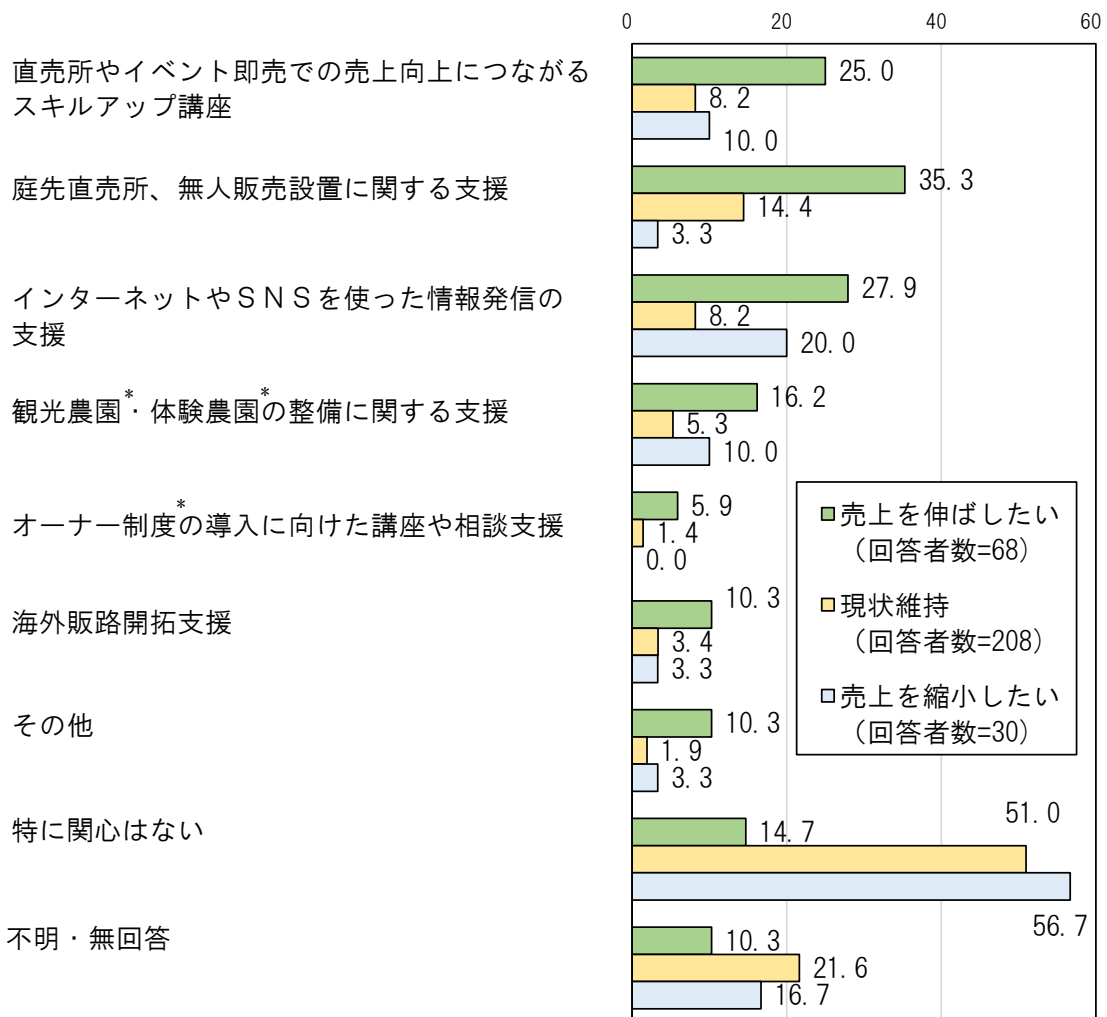
売上を伸ばしたい農業者は、庭先直売所、無人販売設置に関する支援や販促用パンフレット等の作成といった取組に関心が高くなっています。

- ・ 今後の販売意向について、「売上を伸ばしたい」は16.2%、「現状維持」は49.5%、「売上を縮小したい」は7.1%となっています。
- ・ 「売上を伸ばしたい」と回答した人が関心のある支援は、「庭先直売所、無人販売設置に関する支援」が最も多く35.3%、次いで「インターネットやSNS*を使った情報発信の支援」が27.9%、「直売所やイベント即売での売上向上につながるスキルアップ講座」が25.0%となっています。
- ・ 花き生産及び造園を中心とした経営をされていて「売上を伸ばしたい」と考えている農業者のうち、44.8%が販路拡大に向けた販促用パンフレット等の作成に関心（「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計）があります。

販路拡大、売上額アップに係る関心のある支援事業

(複数回答)

(%)

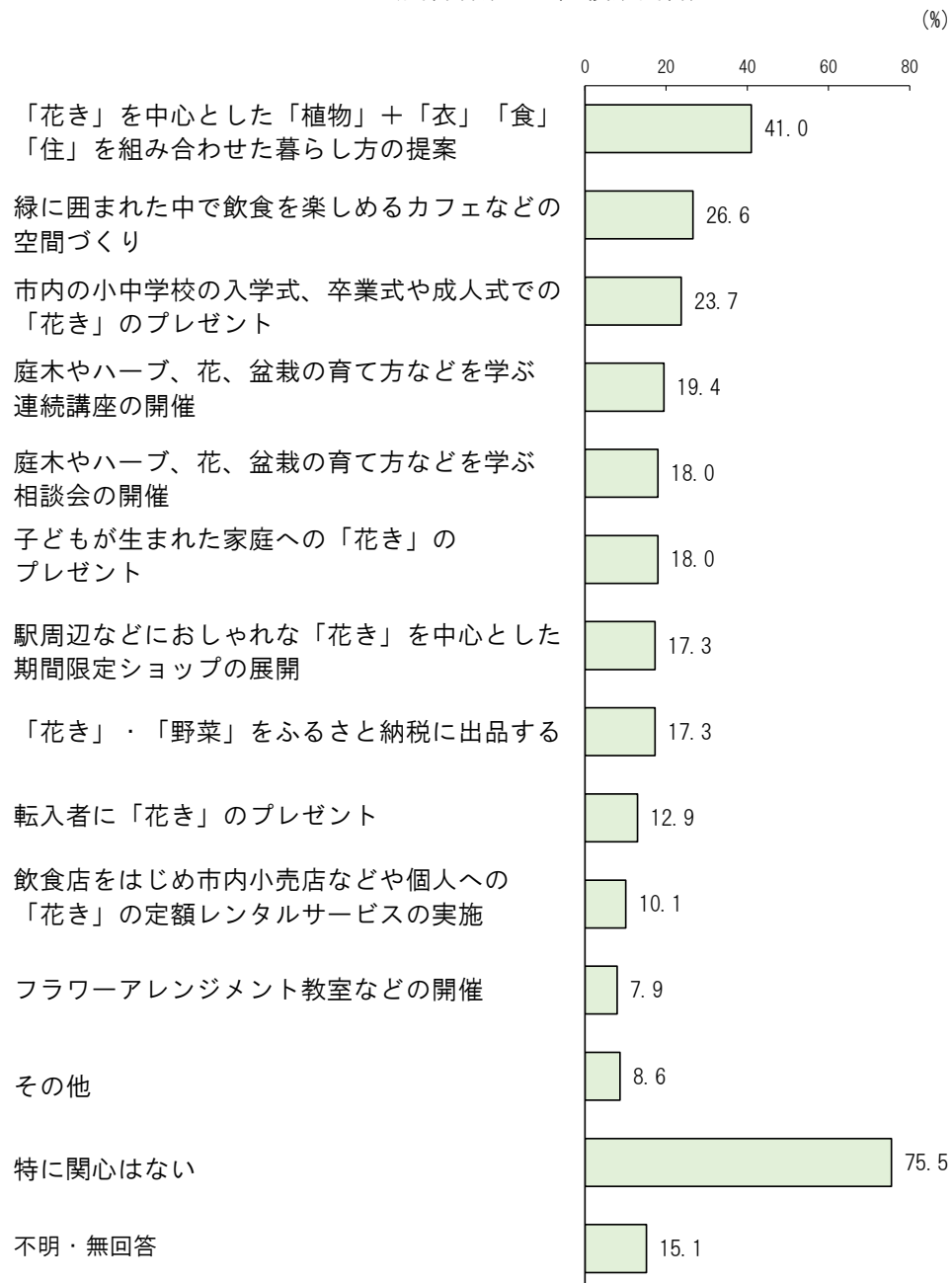


■農業に関する取組について

本市緑化産業のPR方策として、『花き』を中心とした『植物』+『衣』『食』『住』を組み合わせた暮らし方の提案や「緑に囲まれた中で飲食を楽しめるカフェなどの空間づくり」の関心が高くなっています。

川口市の緑化産業をPRする取組への関心

(回答者数=139, 複数回答)



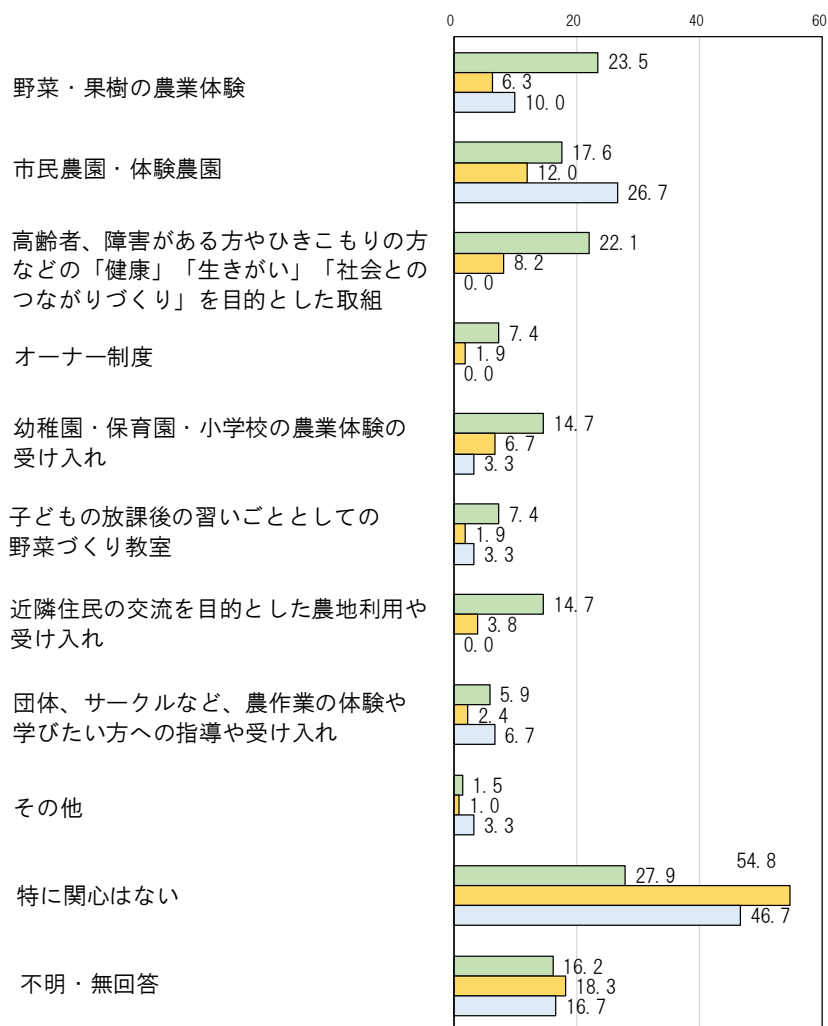
「市民農園・体験農園」、「野菜・果樹農業体験」、「福祉施設等との連携」などの取組への関心が高くなっています。

- ・ 売上を伸ばしたい農業者は「野菜・果樹の農業体験」への関心が高く、現状維持及び売上を縮小したい農業者では「市民農園*・体験農園」への関心が高くなっています。
- ・ 障害者福祉施設等と連携した障害のある人への作業委託などの取組について関心がある農業者の割合は20.7%（「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計）となっています。また、売上を伸ばしたい農業者でその関心は高くなっています。

農業体験、体験農園、直売等の取組への関心

(複数回答)

(%)



□売上を伸ばしたい (回答者数=68) □現状維持 (回答者数=208) □売上を縮小したい (回答者数=30)

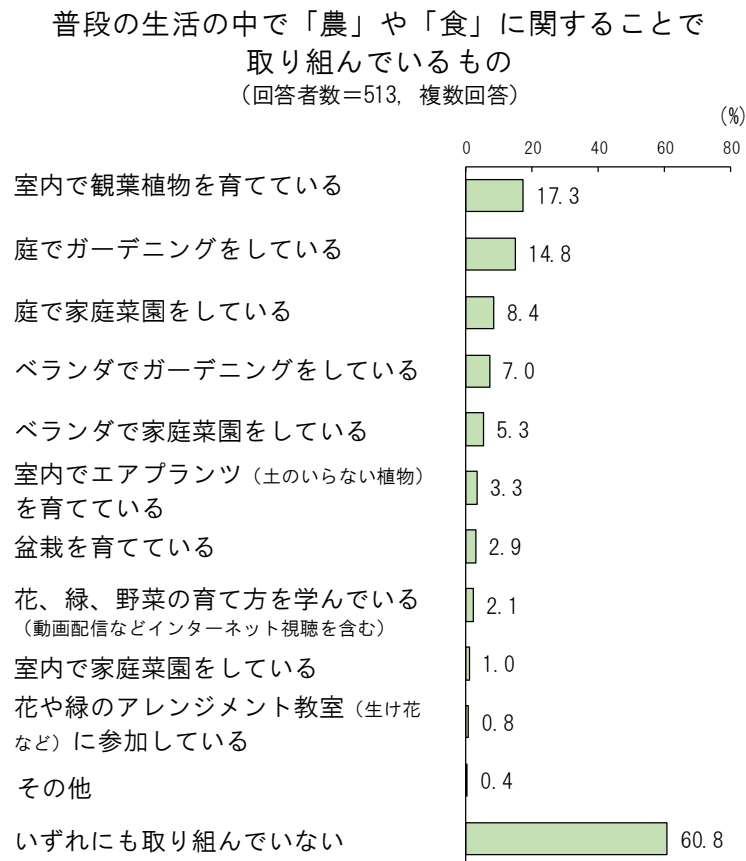
② 市民アンケート

市民アンケートは、川口市民を対象に、令和4年7月にインターネットで実施しました。「20～34歳」「35～49歳」「50～64歳」「65歳以上」の4区分と性別を可能な限り均等に抽出し、513件の回答をいただきました。

■ 「農」や「食」に関する取組の現状

約4割の人は、ガーデニングや家庭菜園など、日常生活で「農」や「食」に関する積極的な行動をとっています。

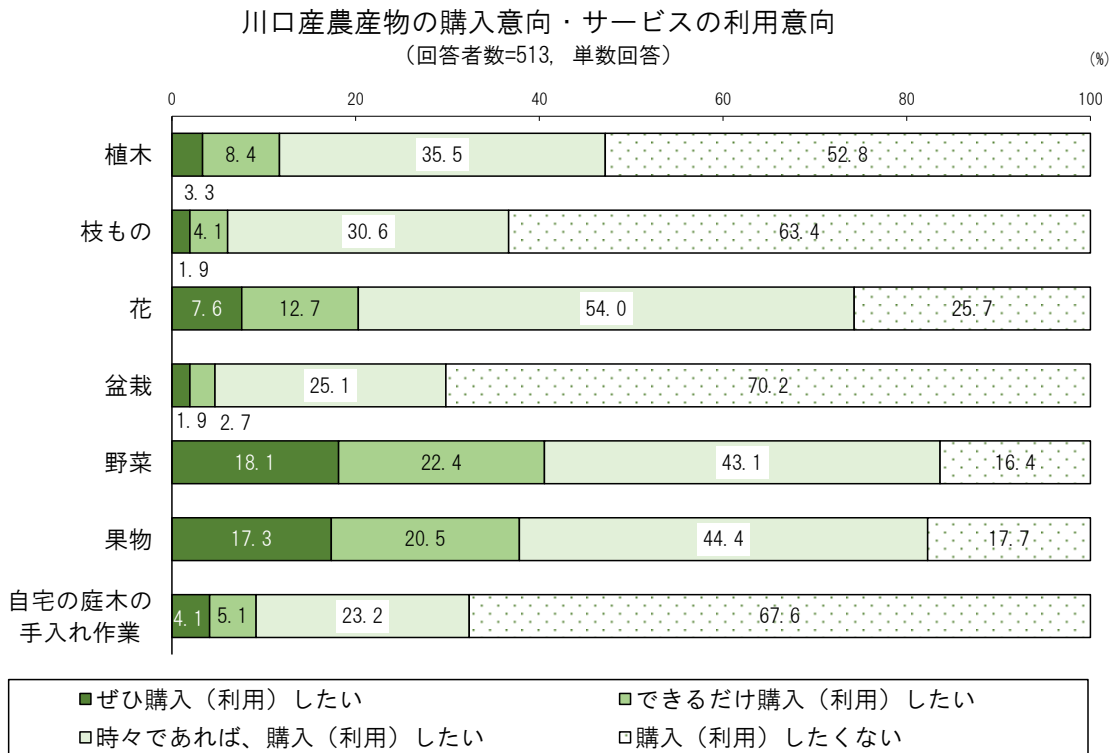
- ・ 室内で観葉植物を育てている人は17.3%、庭でガーデニングをしている人は14.8%、庭で家庭菜園をしている人は8.4%などとなっています。



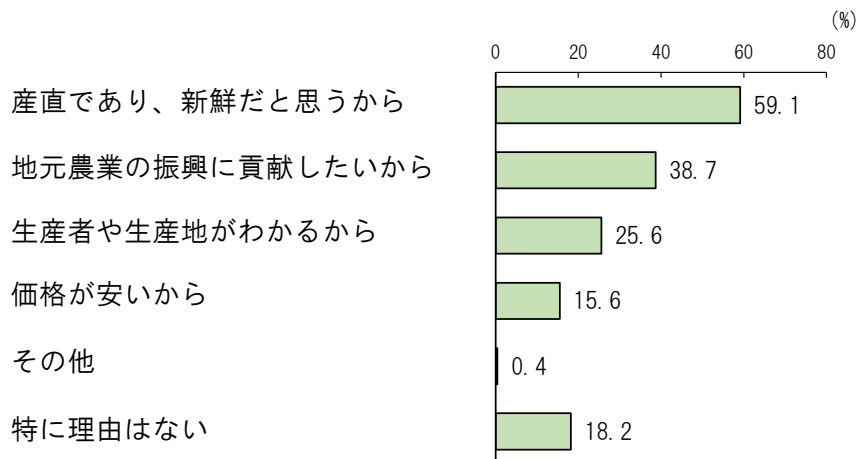
「野菜」、「果物」や「花」は7割以上の方が川口産の購入意向を示しています。

- ・ 野菜や果物に関して、「野菜」は 83.6%、「果物」は 82.2%の方に川口産の購入意向が見られます。
- ・ 花きに関して、「花」は 74.3%、「植木」は 47.2%、「枝もの」は 36.6%、「盆栽」は 29.7%、「自宅の庭木の手入れ作業」は 32.4%の方に川口産の購入意向（サービス利用意向）が見られます。

川口産の購入・サービス利用の理由は、「新鮮さ」や「地元農業の振興への貢献」が多くなっています。



川口産農産物を購入したい理由・サービスを利用したい理由
(回答者数=450, 複数回答)



■「農」や「食」に関する関心や関わり意向

約7割の人が、「農」を身近に感じる暮らし方に関心を示しています。

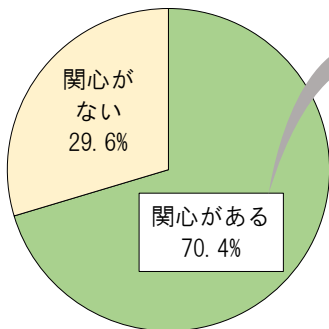
- ・ 「緑あふれる農空間で休憩や散歩ができる暮らし」が52.1%と最も多く、「マルシェや直売所など、作り手がわかる花や野菜を購入する暮らし」が48.5%、「作り手がわかる農家レストラン・カフェなど、飲食店が身近にあり、利用する暮らし」が41.0%などとなっています。

約半数の人が、「農」や「食」に関する取組に参加したいと思っています。

- ・ 「子どもの自然・環境教育のための体験イベント」が最も多く32.2%、「野菜の作り方、育て方などを、専門相談員や農家さんに気軽に聞ける相談会」が29.8%、「庭木やハーブ、花、盆栽の作り方、育て方などを、専門相談員や農家さんに気軽に聞ける相談会」が28.2%などとなっています。

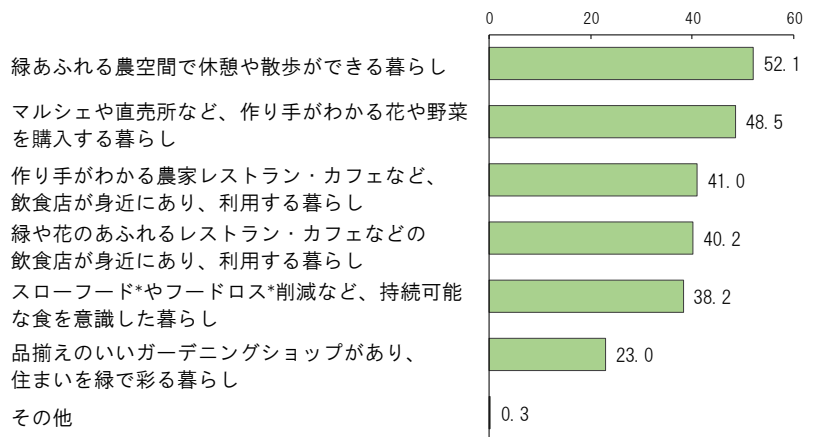
「農」を身近に感じる暮らし方への関心

(回答者数=513, 単数回答)



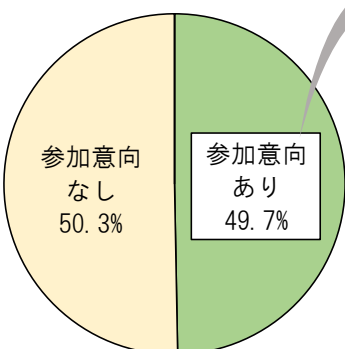
「農」を身近に感じる暮らし方で関心のあること

(回答者数=361, 複数回答)



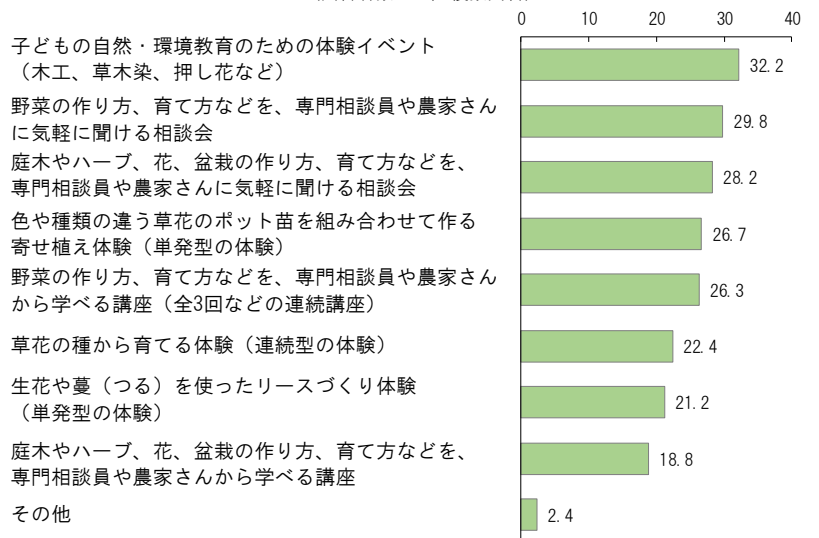
「農」や「食」に関する取組への参加意向

(回答者数=513, 単数回答)



「農」や「食」で関心のある取組

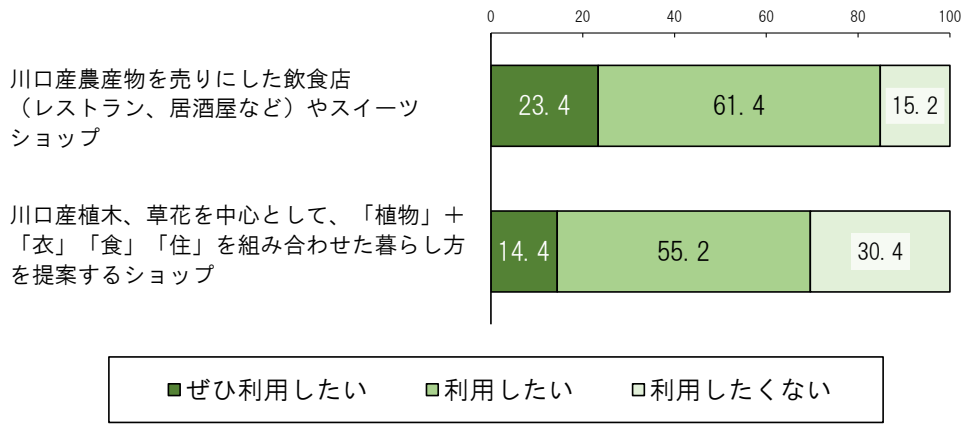
(回答者数=255, 複数回答)



川口産農産物を売りにした飲食店等の利用意向は高くなっています。

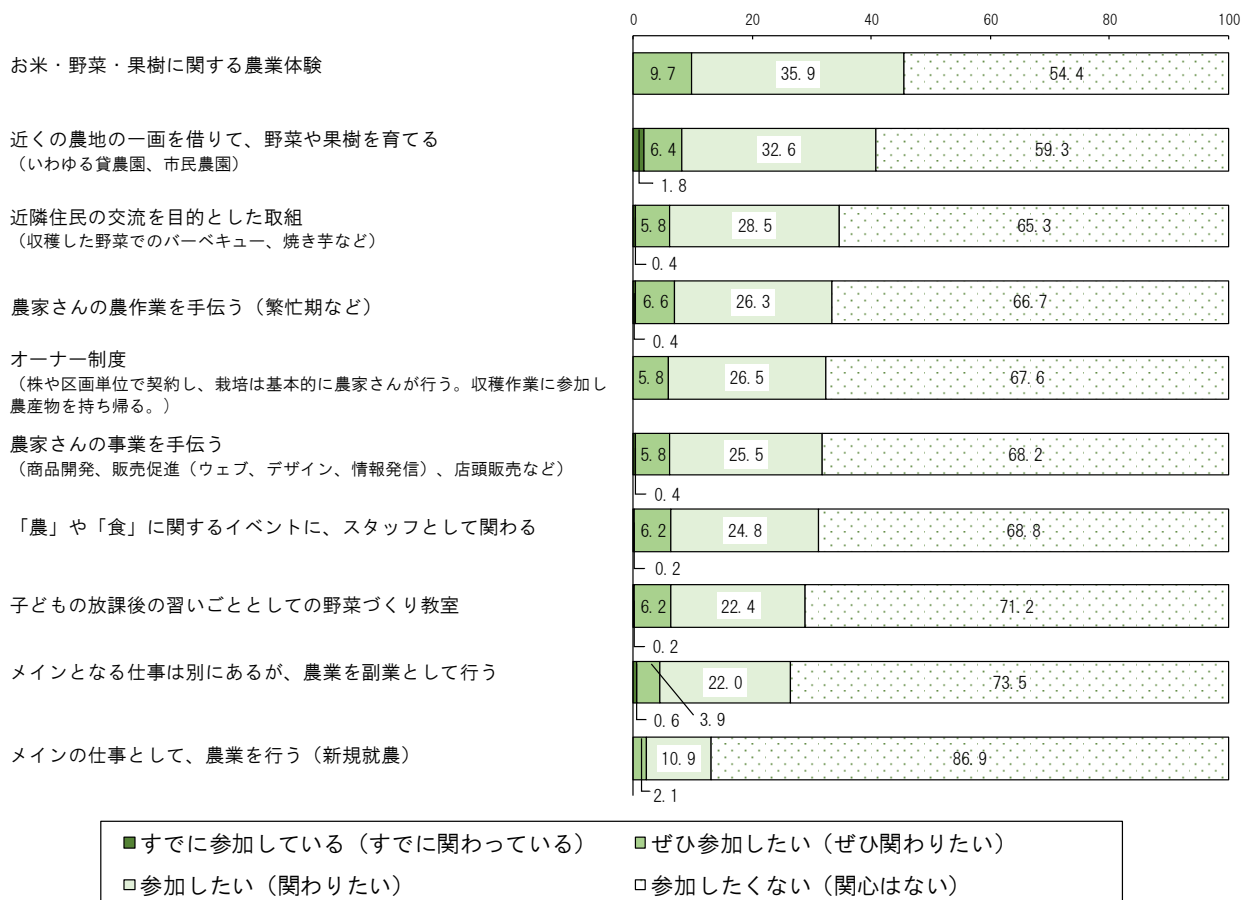
- 川口産農産物を売りにした飲食店（レストラン、居酒屋など）やスイーツショップの利用意向（「ぜひ利用したい」「利用したい」の合計）は84.8%と非常に高くなっています。
- 川口産の「植物」と「衣食住」を組み合わせたライフスタイルショップの利用意向（「ぜひ利用したい」「利用したい」の合計）は69.6%となっています。

店舗の利用意向（回答者数=513, 単数回答）



川口市の農地を利用した取組では、農業体験や貸農園・市民農園に参加したい人の割合が高くなっています。

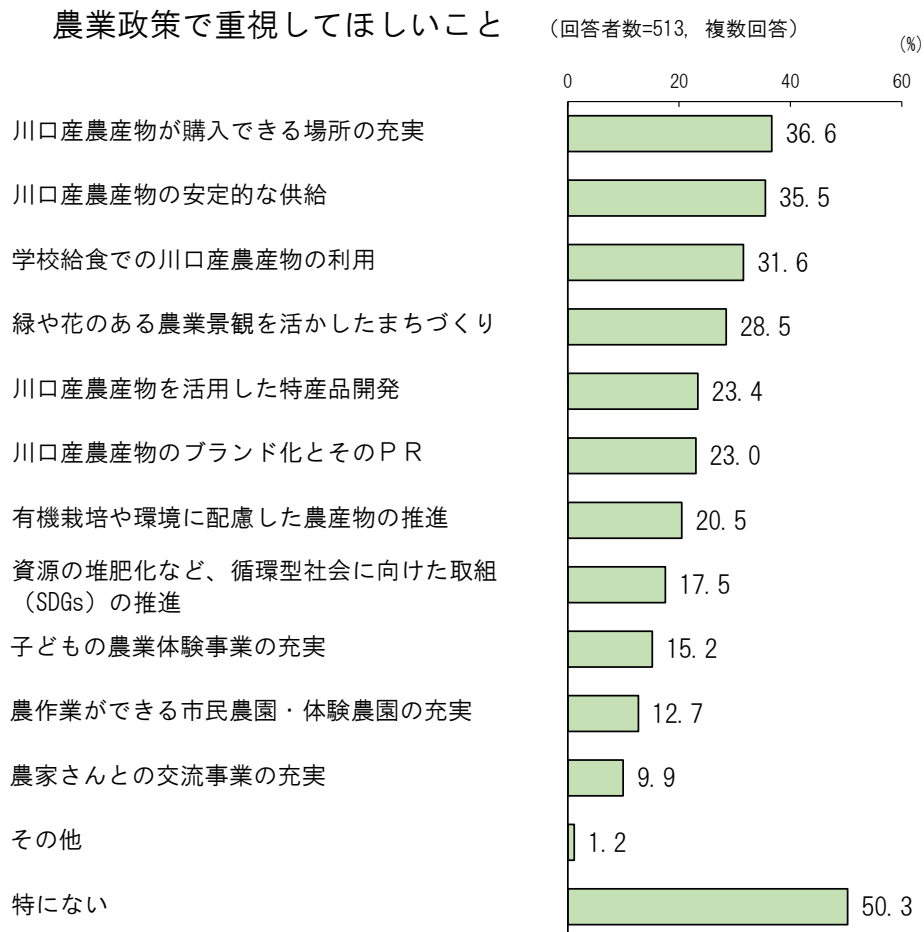
川口市の農地で参加してみたい取組（回答者数=513, 単数回答）



■農業政策で重視すること

川口産農産物の購入場所の充実や安定供給、学校給食での川口産農産物の利用などが求められています。

- ・ その他、「緑や花のある農業景観を活かしたまちづくり」、「川口産農産物を活用した特産品開発」、「川口産農産物のブランド化・PR」、「環境に配慮した農産物の推進」なども2割以上の人が求めています。



(3) 農業者・関係団体等へのヒアリング調査結果

本計画の策定にあたり、農業者と関係団体等（緑化・農業関連団体、飲食店関係者、消費者関連団体）を対象にヒアリング調査を行いました。調査の主な結果については、以下のとおりです。

項目	農業者	関係団体等
経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続の際に負担が大きく、農業を辞めるケースが多い。 ・ 以前と比べて生産物の単価が下がっているため、以前と同程度の収入を確保することが困難になってきている。 ・ 販路を広げたいが、家族経営では農作業をしながら販売や流通に人手を割く余裕がない。 ・ 植木は毎年市場ニーズの変化があり、先を読むのが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川口産農産物を購入したいと思っても、情報が少なく、どこで購入できるかわからない。 ・ 川口産農産物を仕入れる際、農業者側には配送する人手がなく、流通をどうするかということが大きな課題である。 ・ 農業者がある程度まとまって川口市の特産物を育てるといった試みがあってもよいと思う。
農地・担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地を広げたい農業者にとっては、農地の賃借料の高さや、近くにまとまった農地がないことが課題である。 ・ 野菜栽培は除草に手間がかかり、高齢になると作業が厳しくなってくるため、比較的手間のかからない果樹に変えれば営農継続・農地保全につながると思う。 ・ 農地保全のためには、農業に対する市民の理解が大切であると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地面積が小さいのであれば、ハーブやスパイスなど高価値となるような農産物を栽培してみてもどうか。 ・ 担い手の確保の面からも、楽しくやりがいがある農業のイメージがつけられるとよい。
「農」と暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業体験は子どもたちに喜んでもらえて、自分としても楽しいと感じる。 ・ 園芸講座をWEB開催するなどコロナ禍*で新しいことを試みたところ、反響があった。 ・ マンション住まいの子育て世代にアピールできる食や緑の提案ができるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜の栽培、植木の剪定、花の育て方など、農業者から学びたい市民は多いと思う。 ・ 子どもたちが自宅の庭やベランダで野菜を育てる体験ができると素晴らしい。 ・ 市の北部にしか直売所がないため、南部にも直売所があると売れるのではないか。
連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の飲食店や学校の給食などと連携した取組ができるとよい。 ・ お互いにとってメリットがある形であれば、福祉部門との連携も考えられる。 ・ 異業種との接点を持てるような場があるとよい。 ・ 新しい法制度などの必要な情報が農業者に充分に行きわたっていないと感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育*やフードロスといった、教育や環境問題とも連携できるとよいと思う。 ・ 農業者と飲食店が連携した取組として、収穫体験の参加者が収穫した農産物をレストランで調理し提供することなども考えられる。 ・ 川口産農産物を使った料理の提供などの協力は可能である。

2 川口市の農業の課題

アンケート調査やヒアリング調査の結果等をふまえ、本市農業の主な課題を整理すると、以下のとおりです。

課題1 経営面での安定・強化

大消費地に隣接する本市では、流通のメリットを活かし、伝統的な植木を中心とする花きに加えて、野菜・果樹など多様な農産物を生産しています。

こうした強みを活かしつつ、農業者の生計を支える経営面での安定・強化に向けた取組を進めていくことが課題です。

特産品などの開発とともに、販路の拡大や新たな市場の開拓などが求められています。

課題2 農地や担い手の減少への対応

相続を契機として、農地の減少とともに農業の担い手が減少する傾向は、本市農業も例外ではありません。

都市農地保全のための制度を活用するなど、「農」を支える取組により農地の減少や遊休化に歯止めをかけ、担い手を確保することが課題です。

意欲ある農業者への貸借など、農地の保全・有効活用を図るとともに、新規就農者に加えて農業体験などを入口とした多様な担い手の確保に向けた取組が求められています。

課題3 「農」の魅力を伝え広める

自然との触れ合いや育てる喜びなど体験型の「農」への関心が、コロナ禍等を契機に高まっています。

こうした市民の関心やニーズを的確に捉え、「農」のある豊かな暮らしやライフスタイルを広く提供していくことが課題です。

子育て世代に人気の本市にあって、子どもへの関わりや日々の食事・暮らし方、休日の過ごし方など、「農」の側から積極的に提案していくことが求められています。

課題4 連携・協力の輪の拡大

地域で集まり、生産技術の向上やまちづくりに積極的に取り組んでいる農業者の方々がいま

す。

こうした取組をさらに広げ、農業者同士はもとより、異業種や異分野の人たちとの連携・協力関係を形成しながら、農業を持続し発展させることが課題です。

農業者が抱える課題等を個々別々に乗り越えるのではなく、地域やまちづくりの共通の課題として捉えるなかで、連携・協力し支え合う輪を広げていくことが求められています。

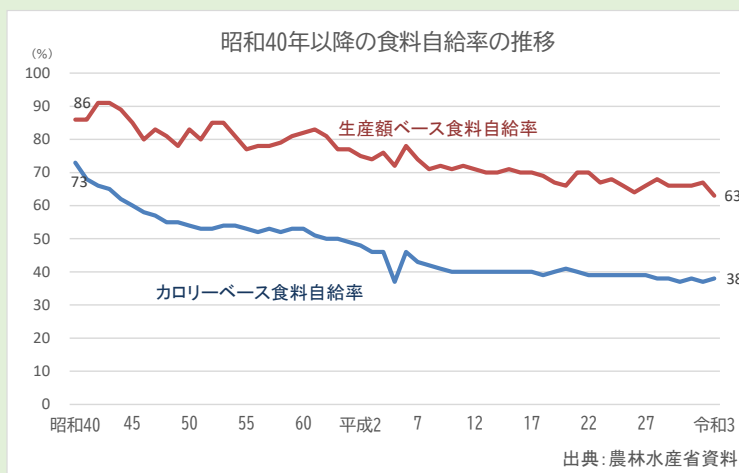
コラム 食料自給率

食料自給率とは、国内の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標です。

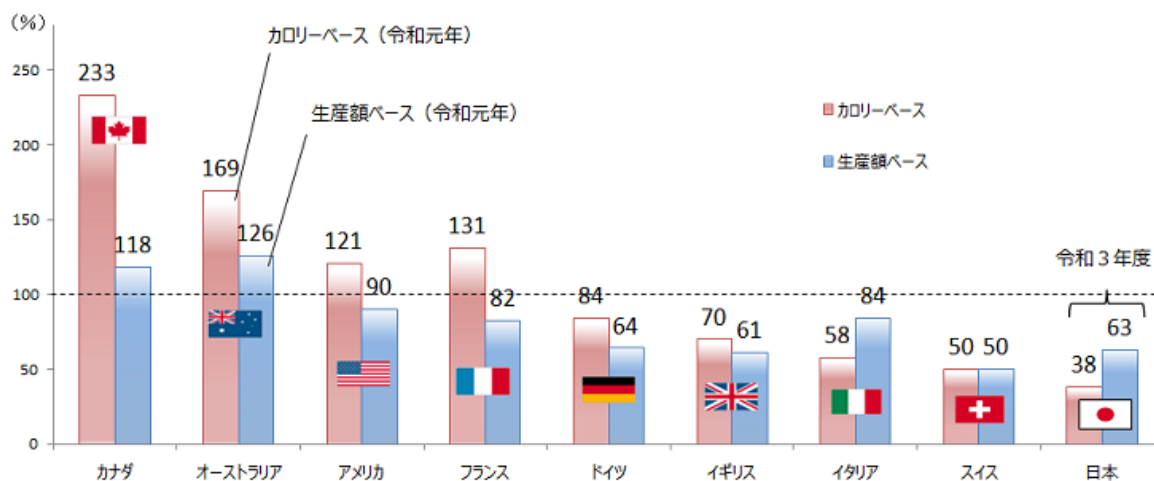
その示し方については、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類があります。このうち、総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあります。

日本の食料自給率は、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、長期的には低下傾向が続いてきました。2000年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移していますが、諸外国と比較すると、カロリーベース、生産額ベースともに低い水準にあります。

国は、令和12年までにカロリーベース総合食料自給率を45%、生産額ベース総合食料自給率を75%に高める目標を掲げています。日本の「食」を支えていくためには、農業者だけではなく、食品関連事業者、消費者も含めた食に関係するすべての人たちがともに考え、取り組んでいく必要があります。



○ 我が国と諸外国の食料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算。（アルコール類等は含まない）
 注1：数値は暦年（日本のみ年度）。スイス（カロリーベース）及びイギリス（生産額ベース）については、各政府の公表値を掲載。
 注2：畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算。

出典：農林水産省ホームページ(https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/013.html)

第3章 将来像・施策の体系

- 1 目標とする将来像
- 2 4つの基本方針
- 3 基本施策について
- 4 施策の体系

第3章 将来像・施策の体系

1 目標とする将来像

農が誇れるまち 川口

～農による魅力ある豊かな暮らしの実現～

本市では、江戸時代から始まったと伝えられる植木や生け花の花材として使われる枝物・切花などの花き、そして、様々な種類の野菜・果樹が市の北東部を中心に生産されています。

本市で行う農業は、消費地に近いという大きなメリットがあります。一方で、農地にかかる税負担の大きさや農業者の高齢化、都市化に伴う営農環境の悪化など、農業を継続していくには大変厳しい現実があります。

このような環境の中で、本市の農業者は代々続く農地・農業を守ろうと日々取り組んでいます。

農地・農業は、農産物を供給するだけでなく、良好な景観の形成、環境の保全、学習や交流の場の提供など、暮らしを豊かにする多様な機能を担っており、本市にとっても貴重な財産です。その財産を守っていくためには、市民、事業者や関係機関が本市の農を理解し、農業者とともに支えていく必要があります。

この貴重な財産を次世代に残していくため、「農が誇れるまち 川口」を引き続き将来像に掲げ、農業者、市民、事業者、関係機関の相互理解のもと、本市の農が地域・市民の誇りとなるよう取り組んでいきます。

また、副題として掲げた「農による魅力ある豊かな暮らしの実現」に込めた3つのキーワード「魅力」「豊か」「暮らし」には、次のような想いが込められています。

魅力

農業者が元気になり、農業が活性化することで、まちづくりに活力をもたらす「魅力」あふれる都市農業の振興を目指します。

豊か

農地と住宅地、農業と環境保全、農業と商業など、多様性を尊重しつつ共生する「豊かさ」育む都市農業の振興を目指します。

暮らし

「農」を通じた交流により、「農ある暮らし」を彩る都市農業の振興を目指します。

2 4つの基本方針

目標とする将来像を実現するための基本方針を以下に示します。

4つの基本方針は、課題に対応し、農業振興により解決する方向を示すものです。

基本方針Ⅰ

伝統ある川口農業の経営安定・向上

本市農業の基幹となる緑化産業は、江戸時代からの伝統と独自の仕立て技術により、現在の地位を築いてきました。この伝統ある農業を将来にわたり持続可能なものとするため、農業経営力を強化する取組を進めるとともに、販路の拡大などにより農業経営の安定と向上を図ります。



基本方針Ⅱ

次世代につなぐ持続的な農地の保全と活用

本市の農地は、農産物を供給する機能をはじめ、良好な景観の形成、学習や交流の場の提供など、多様な機能を有しており、貴重な財産です。この財産を次世代につないでいくため、農業者をはじめとして市民全体が農地の重要性を認識し、多様な農地利用・担い手の育成支援を進めることにより、農地の保全と活用を目指します。



基本方針Ⅲ

「農ある暮らし」を楽しみ・守る

川口産農産物の購入や農業体験に対する市民の関心は高く、身近に農に親しむことのできる環境が求められています。また、見て、触れて、育て、食べるなどの体験や教育を通じて、農の豊かさに触れ、「農ある暮らし」を楽しむことで、本市の農地・農業への理解向上にもつながります。より多くの市民が「農ある暮らし」を実感できるよう、市民の生活や健康にも貢献するプログラムや仕組みづくりを目指します。



基本方針Ⅳ

多様な連携による新しい価値の創出

農業者が異業種や異分野と連携することは、持続的な農地の保全・活用に加えて、新しい価値創出、地域の課題解決に結びつく可能性があります。農業者、事業者、市民などが支え合い、本市農業の魅力を活かした新しい価値の創出を目指すとともに、資源の有効活用など持続可能な農業への取組を推進します。

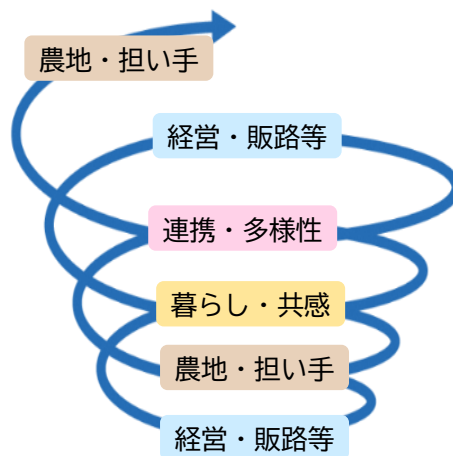


3 基本施策について

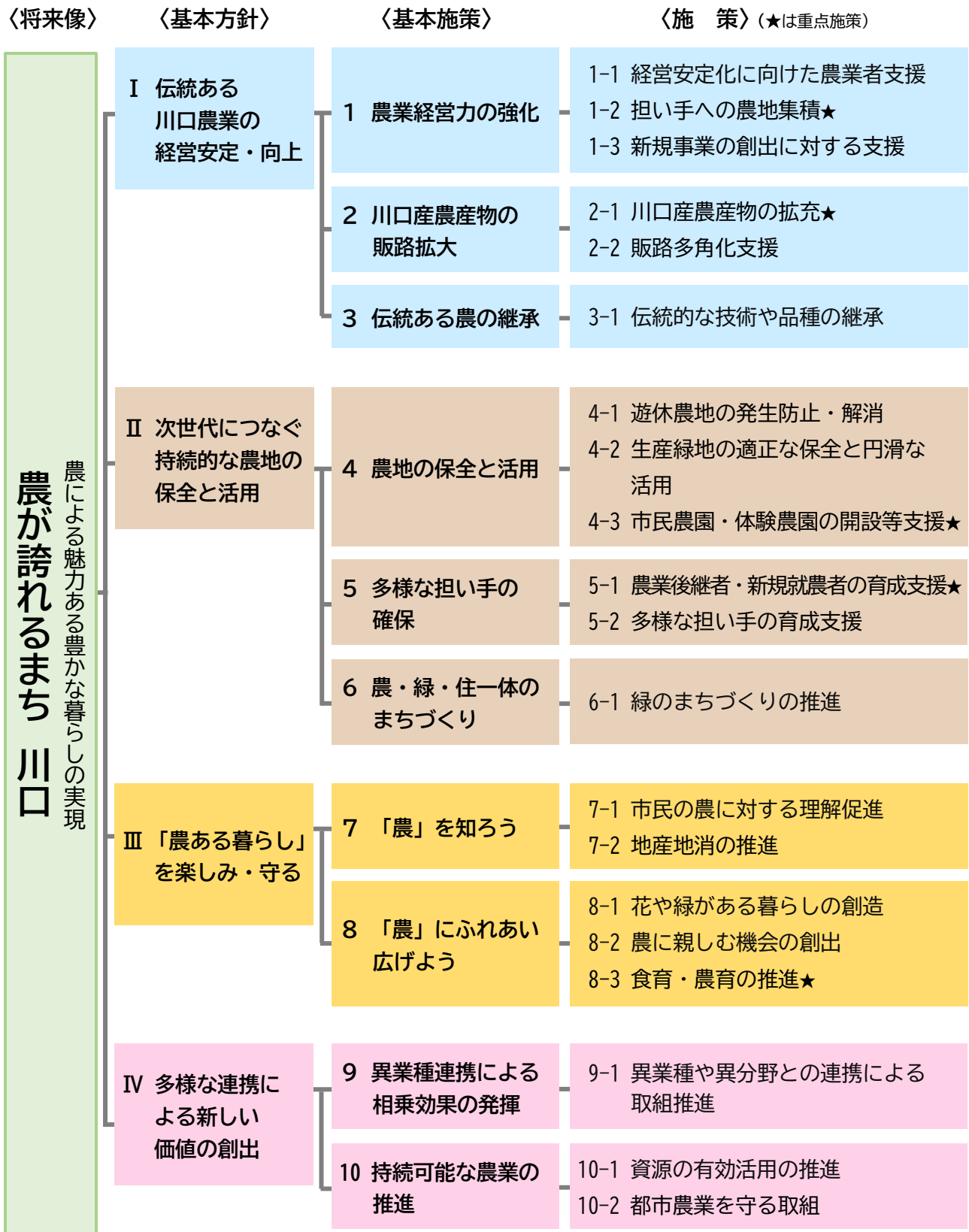
4つの基本方針について、以下の対象・視点をふまえた上で、10の基本施策を設定します。基本施策は、バラバラに進めていくのではなく、相互に補完・連携しあう関係です。施策どうしの継続的な好循環を促し、将来像の実現を目指します。こうした施策の実現過程を通じて、「農ある暮らし」の提案や本市への愛着の醸成を図ります。

〈基本方針〉	〈対象・視点〉	〈基本施策〉
I 伝統ある川口農業の 経営安定・向上	経営・販路等	1 農業経営力の強化 2 川口産農産物の販路拡大 3 伝統ある農の継承
II 次世代につなぐ持続的な 農地の保全と活用	農地・担い手	4 農地の保全と活用 5 多様な担い手の確保 6 農・緑・住一体のまちづくり
III 「農ある暮らし」を 楽しみ・守る	暮らし・共感	7 「農」を知ろう 8 「農」にふれあい広げよう
IV 多様な連携による 新しい価値の創出	連携・多様性	9 異業種連携による相乗効果の 発揮 10 持続可能な農業の推進

施策の循環イメージ



4 施策の体系



コラム 川口農業ブランド

「50年後も『農が誇れるまち川口』の実現に向け、特産農産物の高付加価値化・ブランド化への取組が必要不可欠であるとの考えから、活動を具体的に推進するための組織として平成30年度に川口農業ブランド推進協議会が設立されました。

川口農業ブランド推進協議会では、川口市内の農業者によって生産された優れた農産物を「川口農業ブランド」として認定しています。

認定には「川口農業ブランド」「優良品」「推奨品」の3つの区分があり、令和5年3月現在、川口農業ブランド4品目、優良品8品目、推奨品27品目、合計39品目の農産物が認定されています。



川口農業ブランド (4品目)	シクラメン(写真左上)／チャボヒバ曲幹仕立て(同右上)／ 白菜(オレンジクイーン)(同左下)／鉄砲百合(同右下)
優良品 (8品目)	小品盆栽／ジャガイモ(ワセシロ)／ アメリカハナノキ(ショッキングゴールド)／アイスプラント／ケール／ クリサンセマム(スノーランド)／バタフライピー／安行富士山枝垂れ桜
推奨品 (27品目)	ソゴゴ／皐月盆栽／くにちゃんふぁ～むのいちご／盆栽(山もみじ)／ クレマチス(テッセン)／生姜(金時)／ペチュニア／オカワカメ(雲南百薬)／ 八つ頭／葱(夏葱)／アーティーチョーク(アザミ)／八つ頭／盆栽(桜)／ 葱(冬葱)／枝豆／晩白柚／ピーマン／ピーツ／差間インゲン／ カリフラワー／九条ネギ／梨(彩玉)／プチヴェール／株葱(坊主知らず葱)／ 茄子(千両ナス)／茄子(埼玉青大丸ナス)／ベニアカリ(ジャガイモ)

出典：川口農業ブランド推進協議会ホームページ(<https://kawaguchi-agri-brand.jp>)

第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 伝統ある川口農業の経営安定・向上

基本方針Ⅱ 次世代につなぐ持続的な農地の保全と活用

基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しみ・守る

基本方針Ⅳ 多様な連携による新しい価値の創出

第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 伝統ある川口農業の経営安定・向上

基本 施策 1

農業経営力の強化

経営の安定化に係る支援、担い手への農地集積の促進、新規事業の創出に向けた支援等を実施し、農業経営力の強化を図ります。

施策 1-1

経営安定化に向けた農業者支援

1-1-1 認定農業者等への支援

主担当課
(関係課)

認定農業者制度の周知を図るとともに、農業経営改善計画*の目標達成に取り組む認定農業者や地域農業の担い手となる認定新規就農者*へ重点的に支援を行います。

◆農政課

1-1-2 各種補助事業・金融制度の活用・充実

主担当課
(関係課)

農業者が活用できる補助事業・金融制度等の情報提供や、農業施設・機械の導入を支援します。また、スマート農業の導入など新たな支援メニューの検討を行います。

◆農政課

1-1-3 家族経営協定の普及推進

主担当課
(関係課)

家族農業経営において、各世帯員が経営のパートナーとして位置づけられるよう、経営方針、各世帯員の役割や就業条件などを話し合いに基づき取り決める「家族経営協定*」の普及推進を図ります。

◆農政課

施策 1-2

担い手への農地集積 重点

1-2-1 地域計画の策定【新規】

主担当課
(関係課)

地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の方針などを明確化する「地域計画」の策定を進めます。

◆農政課

1-2-2 農地バンク制度の周知・活用

主担当課
(関係課)

農業委員会が実施する農地バンク制度（貸借・売買を希望する農地情報の集約・提供を行う制度）の周知・活用を図ります。

◆農政課

◆農業委員会

施策 1-3

新規事業の創出に対する支援

1-3-1 特産農産物の創出支援 【新規】

主担当課
(関係課)

意欲ある農業者等を支援し、農産物の産地化を図るため、地域で重点的に生産に取り組む特産農産物の導入検討を進めます。

◆農政課

1-3-2 マーケットニーズの把握支援 【新規】

主担当課
(関係課)

マルシェや商談会への出展情報の発信、研修会の開催など、農業者の新規事業のきっかけとなるよう、マーケットニーズの把握支援を行います。

◆農政課



川口市営植物取引センターでのせり市



認定農業者経営改善研修

基本
施策
2

川口産農産物の販路拡大

農業経営の安定・向上の一環として、新たな顧客やニーズの開拓により、川口産農産物のブランド化・販路拡大を図ります。

施策
2-1

川口産農産物の拡充 重点

2-1-1 川口農業ブランド推進協議会への支援

主担当課
(関係課)

川口農業ブランド推進協議会が取り組む本市農業の高付加価値化・ブランド制度構築に向けた活動に対し支援を行います。

◆農政課

2-1-2 新品種の導入奨励

主担当課
(関係課)

農業者が自らの創意工夫に基づき経営改善を図るため、都市化の進展や温暖化などによる生産環境の変化への対応や、本市農業のモデルとなるような新たな農産物の試験的導入に対し、種苗費などの補助を行います。

◆農政課

施策
2-2

販路多角化支援

2-2-1 農業振興事業計画認定制度の活用

主担当課
(関係課)

本市農業と観光の融合を図るため、市街化調整区域における農家レストランや農産物直売所などの農業振興施設の設置を支援する農業振興事業計画認定制度の活用を促進します。

◆農政課

2-2-2 輸出入対策の支援

主担当課
(関係課)

関係機関・関係団体と連携し、農産物の輸出入に関する情報提供を行うとともに、輸出貿易業務に関する講座などの開催を支援します。

◆農政課

2-2-3 販路拡大に向けたマッチング支援 **【新規】**

主担当課
(関係課)

飲食店、小売店、流通事業者等との意見交換会やマッチングの機会を創出することにより、川口産農産物の販路拡大を支援します。

◆農政課

基本 施策 3

伝統ある農の継承

本市農業が有する歴史ある技術や技能、品種などの普及宣伝を図り、伝統ある農を継承します。

施策 3-1

伝統的な技術や品種の継承

3-1-1 共進会開催支援

主担当課
(関係課)

花きの生産技術の向上や宣伝・普及を図るため、花きを展覧し品評する共進会の開催支援を行います。

◆農政課

3-1-2 技術研修の開催支援

主担当課
(関係課)

本市の伝統的な植木などの手入れ技術・技能を学ぶ研修会の開催を支援します。

◆農政課

3-1-3 伝統的特産農産物の生産支援

主担当課
(関係課)

伝統的な特産農産物である鉄砲百合やぼうふうなどについて、栽培・出荷への補助を行います。

◆農政課



川口市花の文化展及び事前PR

基本方針Ⅱ 次世代につなぐ持続的な農地の保全と活用

基本 施策 4

農地の保全と活用

農業生産の基盤である農地を保全し活用するため、遊休農地*の発生防止・解消、生産緑地の保全や市民農園・体験農園の開設等支援に取り組みます。

施策 4-1

遊休農地の発生防止・解消

4-1-1 農地パトロールの実施

違反転用の早期発見・農地の適正利用のため、定期的な農地パトロール（農地利用状況調査）を実施します。

担当当課
（関係課）

◆農業委員会

4-1-2 農地バンク制度の周知・活用（再掲）

農業委員会が実施する農地バンク制度（貸借・売買を希望する農地情報の集約・提供を行う制度）の周知・活用を図ります。

担当当課
（関係課）

◆農政課
◆農業委員会

4-1-3 農地利用意向調査の実施

遊休農地の所有者に対し、農地の流動化を図るため、農地利用意向調査を実施します。

担当当課
（関係課）

◆農業委員会

施策 4-2

生産緑地の適正な保全と円滑な活用

4-2-1 生産緑地の維持・保全・活用促進

生産緑地法等の改正に関する情報提供、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借の促進など、生産緑地の維持・保全・活用を図ります。

担当当課
（関係課）

◆農政課
◆みどり課
◆農業委員会

施策 4-3

市民農園・体験農園の開設等支援 重点

4-3-1 市民農園等の開設・運営支援

遊休農地の解消を図るとともに、市民へのレクリエーションの場の提供、農への理解促進につながる市民農園などの開設・運営に対する支援を行います。

担当当課
（関係課）

◆農政課

基本
施策
5

多様な担い手の確保

担い手の確保に向けて、後継者・新規就農者の育成支援を行うとともに、農業者以外の多様な担い手の参入を支援します。

施策
5-1

農業後継者・新規就農者の育成支援 **重点**

- 5-1-1 担い手育成塾の開催 主担当課
(関係課)

本市農業の担い手となる農業者の育成のため、栽培技術や経営手法等の実践研修を実施します。 ◆農政課
- 5-1-2 各種補助事業・金融制度の活用（再掲） 主担当課
(関係課)

農業施設や機械等の導入支援など、農業者が活用できる補助事業・金融制度等の情報提供や新たな支援メニューの検討を行います。 ◆農政課
- 5-1-3 農業者団体が実施する取組への支援 主担当課
(関係課)

農業後継者の育成・資質向上を図るため、農業者団体が実施する研修会等の取組に対する支援を行います。 ◆農政課

施策
5-2

多様な担い手の育成支援

- 5-2-1 農業者以外の農業参入の促進 【新規】 主担当課
(関係課)

企業等による農業参入、農業と他の仕事を組み合わせた働き方による就農など、多様な担い手へのサポートを行います。 ◆農政課



市民農園

基本
施策
6

農・緑・住一体のまちづくり

農・緑といった地域資源を活かし、住環境と自然が調和したまちづくりに取り組みます。

施策
6-1

緑のまちづくりの推進

6-1-1 農業振興事業計画認定制度の活用（再掲）

主担当課
(関係課)

市街化調整区域の緑農地の保全を図りつつ、建築物の立地規制の緩和を行い、農家レストランや農産物直売所などの農業振興施設の設置を支援する農業振興事業計画認定制度の活用を促進します。

◆農政課

6-1-2 緑化の推進

主担当課
(関係課)

「緑のまちづくり推進条例*」に基づく緑化計画届出制度や生け垣・屋上緑化等への補助により、市内の緑化空間を創出します。

◆みどり課

6-1-3 農・緑を活かしたまちづくり

主担当課
(関係課)

安行近郊緑地保全区域*（市街化調整区域）を対象に、将来の土地利用方針に基づき、緑農環境を維持・保全しながらも、地区の特徴やポテンシャルを活かした柔軟な土地利用が推進できるよう、計画的な施策展開を図ります。

◆都市計画課

6-1-4 優良田園住宅制度*等の活用

主担当課
(関係課)

安行近郊緑地保全区域（市街化調整区域）を対象に、一定の要件を満たした住宅の建設を認め、安らぎと潤いのある良好な居住環境の形成、緑地や農地の保全・創出を図ります。

◆住宅政策課



並木元町公園花植木市



市役所マルシェ

基本方針Ⅲ 「農ある暮らし」を楽しむ・守る

基本
施策
7

「農」を知ろう

イベント・マルシェの開催や地産地消の推進により、市民の農への理解醸成を図ります。

施策
7-1

市民の農に対する理解促進

7-1-1 農業関連イベントの実施・支援

担当当課
(関係課)

都市と農地・農業の共存、市民と農業者の交流促進を図り、市民の農への理解を促進するため、農業関連イベントの開催・支援を行います。

◆農政課

7-1-2 農に関する情報発信

担当当課
(関係課)

本市で生産される農産物や農に関する取組について、本市及び関係機関のホームページやSNSなどにより情報発信を行います。

◆農政課

7-1-3 市民の理解醸成への取組支援 【新規】

担当当課
(関係課)

交流体験イベントやマルシェの開催など、市民の都市農業の理解醸成に取り組む農業者に対する支援を行います。

◆農政課

施策
7-2

地産地消の推進

7-2-1 市役所マルシェの開催

担当当課
(関係課)

川口産農産物のPR・消費拡大を図るため、市役所庁舎において定期的にマルシェを開催します。

◆農政課

7-2-2 農業振興事業計画認定制度の活用（再掲）

担当当課
(関係課)

農業振興事業計画認定制度を活用した農業振興施設（農家レストラン、農産物直売所や農産物加工施設など）の設置を支援します。

◆農政課

7-2-3 学校給食への川口産農産物の利用推進

担当当課
(関係課)

川口産農産物を学校給食へ積極的に取り入れ、子どもたちの農や食への関心を高めるとともに、地産地消の推進を図ります。

◆学校保健課

基本
施策
8

「農」にふれあい広げよう

「花や緑」「農」にふれあい親しむ機会を広げ、「農ある暮らし」を多くの市民が楽しめるよう、農業体験、園芸講習会や食育・農育などの学びの場を提供します。

施策
8-1

花や緑がある暮らしの創造

8-1-1 園芸講習会の開催・支援

花・緑を取り入れたライフスタイルの推進を図るため、園芸講習会や園芸相談を実施します。

主担当課
(関係課)

- ◆農政課
- ◆グリーンセンター

8-1-2 花や緑に親しむ拠点の整備

川口緑化センター、グリーンセンターやイイナパーク川口など、市民が花や緑を身近に感じられる拠点の整備を行います。

主担当課
(関係課)

- ◆農政課
- ◆グリーンセンター
- ◆公園課

施策
8-2

農に親しむ機会の創出

8-2-1 市民農園等の開設・運営支援（再掲）

市民へのレクリエーションの場の提供、農への理解促進につながる市民農園などの開設・運営に対する支援を行います。

主担当課
(関係課)

- ◆農政課

8-2-2 農業体験事業の実施

家庭菜園講習会などの開催により、市民が農に親しむ機会を提供し、農ある暮らしの推進を図ります。

主担当課
(関係課)

- ◆農政課

施策
8-3

食育・農育の推進 重点

8-3-1 農の体験活動の推進

子どもたちが農業体験活動を通じて、食や自然、環境などへの興味・関心を高め、豊かな心を育てる取組を推進します。

主担当課
(関係課)

- ◆農政課
- ◆指導課
- ◆保育運営課

8-3-2 学校給食への川口産農産物の利用推進（再掲）

川口産農産物を学校給食へ積極的に取り入れ、子どもたちの農や食への関心を高めるとともに、地産地消の推進を図ります。

主担当課
(関係課)

- ◆学校保健課

基本方針Ⅳ 多様な連携による新しい価値の創出

基本 施策 9

異業種連携による相乗効果の発揮

川口農業の新しい価値の創出に向け、商工分野、福祉分野などとの連携を促進します。

施策 9-1

異業種や異分野との連携による取組推進

9-1-1 農・商・工連携の支援 【新規】

農産物の生産だけでなく、食品加工、流通・販売など、経営の多角化を目指す農業者と事業者が集まる交流会の開催など、連携方策の検討を進めます。

主担当課
(関係課)

- ◆農政課
- ◆産業振興課

9-1-2 福祉分野との連携支援 【新規】

福祉目的での農作業プログラムの活用など、福祉分野との連携に向けて支援を行います。

主担当課
(関係課)

- ◆農政課
- ◆障害福祉課



農業体験活動（学校ファーム）



園芸講習会

基本
施策
10

持続可能な農業の推進

持続可能な農業を目指し、環境問題に対応した農業を推進するとともに、都市農業が守られるよう働きかけを行います。

施策
10-1

資源の有効活用の推進

10-1-1 脱炭素に対応した農業資材等の導入促進 【新規】

主担当課
(関係課)

脱炭素*に対応した農業資材等の導入に対する補助を行います。

◆農政課

10-1-2 木質バイオマスの促進

主担当課
(関係課)

本市農業の中心である緑化産業から生じる剪定枝などを有効活用した木質バイオマス*の再資源化を促進します。

◆資源循環課

施策
10-2

都市農業を守る取組

10-2-1 農地・農業関連法制度、税制度の見直しについての働きかけ

主担当課
(関係課)

国や県に対して、生産緑地制度及び相続税納税猶予制度の見直し、農地に対する固定資産税の軽減措置の要望等について、機会を捉えて働きかけを行います。

◆農政課

コラム 食品ロス（フードロス）

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品のことです。

日本では、この「食品ロス」が1年間に522万トン(令和2年度農林水産省・環境省推計値)もあります。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(令和2年で年間約420万トン)の1.2倍に相当します。

食品ロスが大量に発生しているということは、食べものを無駄にしているだけでなく、様々な問題があります。食品ロスを含めた多くのごみの処理には多額の費用がかかりますし、燃やすことによって、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出増加など、環境への影響もあります。

また、日本は世界有数の食料輸入国で、食料の約6割(カロリーベース)を輸入に頼る一方で、多くの食料を食べずに廃棄しています。

食べ物を無駄にしない意識を持ち、消費者、事業者、行政などがそれぞれの立場で食品ロス削減に向け具体的な行動に移していくことが重要です。

第5章 計画の実現に向けて

- 1 計画推進の方針
- 2 計画の進行管理

第5章 計画の実現に向けて

1 計画推進の方針

計画を推進していくためには、行政だけでなく、農業者やさいたま農業協同組合はもとより、広く市民や事業者、団体などが連携・協力しながら計画を推進していくことが求められています。

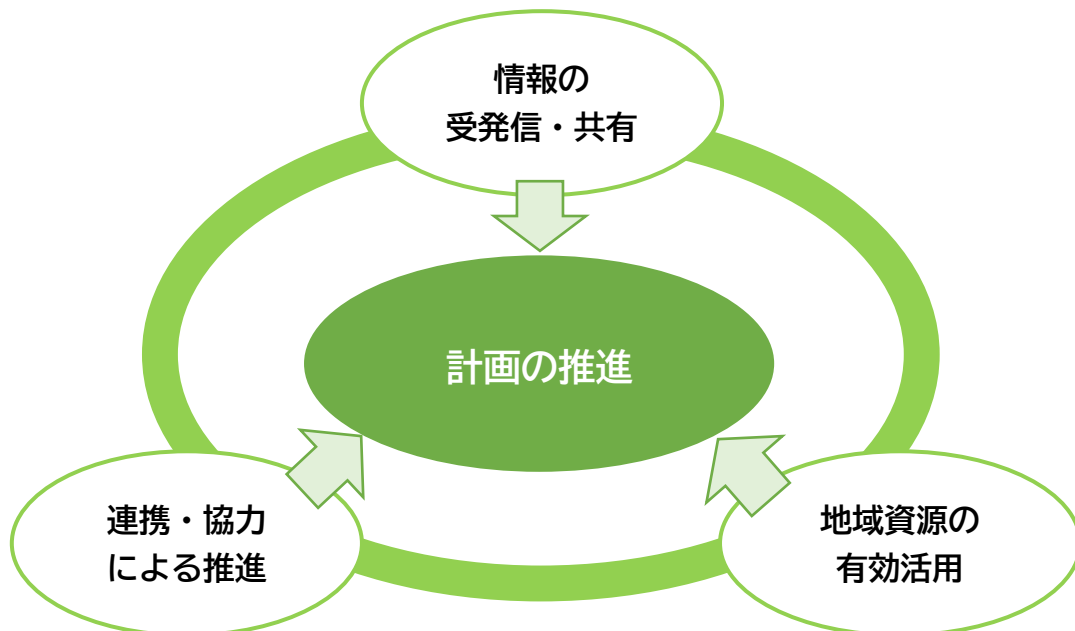
本計画を着実に実行し、より良い成果を生み出していくために、次の3つを計画の推進に向けた方針として定めます。

【計画の推進に向けた方針】

- (1) 情報の受発信・共有
- (2) 地域資源の有効活用
- (3) 連携・協力による推進

これら3つの推進に向けた方針は、各施策を実施していくための共通の基盤であり、施策を進めていく際の進め方のポイントや実施にあたって目指す方向性を示しています。

施策が「何をするか（WHAT）」を示しているとするれば、推進に向けた方針は「どのようにするか（HOW）」を表しています。これら3つの方針は、施策を推進していくための「推進力」でもあり、3つの方針が相互に連動することで、相乗効果や波及効果を生み出しながら、施策の成果を高めていくことを目指します。



(1) 情報の受発信・共有

必要な情報の受発信や共有を通じて、農地や農業に親しむ環境を形成し、市民・農業者・事業者・行政が連携・協力して取り組める基盤を形成しながら進めていきます。

① 情報の受発信

川口産農産物や「農」に関する各種取組等、情報の受発信力を高め、伝達方法も含めて、適切な情報共有の推進を図ります。

② 情報の活用

地域や行政等の情報を有効に活用することで、出会いや交流のきっかけ、取組の広がりへとつなげていきます。

③ 機会の創出

情報の受発信や活用により生み出されたきっかけを育みながら、川口の農業を振興していく機会を培っていきます。



(2) 地域資源の有効活用

市内のさまざまな地域資源を有効に活用することで、「農」を通じた生産・流通・消費・食を通して、川口らしい風景や文化、豊かな暮らしを形成する方向で進めていきます。

① 地域資源の再発見

さまざまな取組を通じて、多角的な視点から「ヒト・モノ・コト」等の多様な地域資源を掘り起こしていきます。

② 魅力の向上

市内各地の身近な「農」と触れ合いながら、地域資源を知り、体験し、味わうことで、川口の魅力を広げていきます。

③ 市民活動との連携

市民によるさまざまな活動と連携しながら、農業振興の取組を進めていくことで、施策の成果や波及効果を高めていきます。



(3) 連携・協力による推進

農業振興に向けた取組を、世代や地域、市民や行政、分野や組織といった垣根を越え、人々との信頼関係などの連携・協力関係を形成していくことで、施策の実現性や成果を高めていきます。

① 日常的な交流

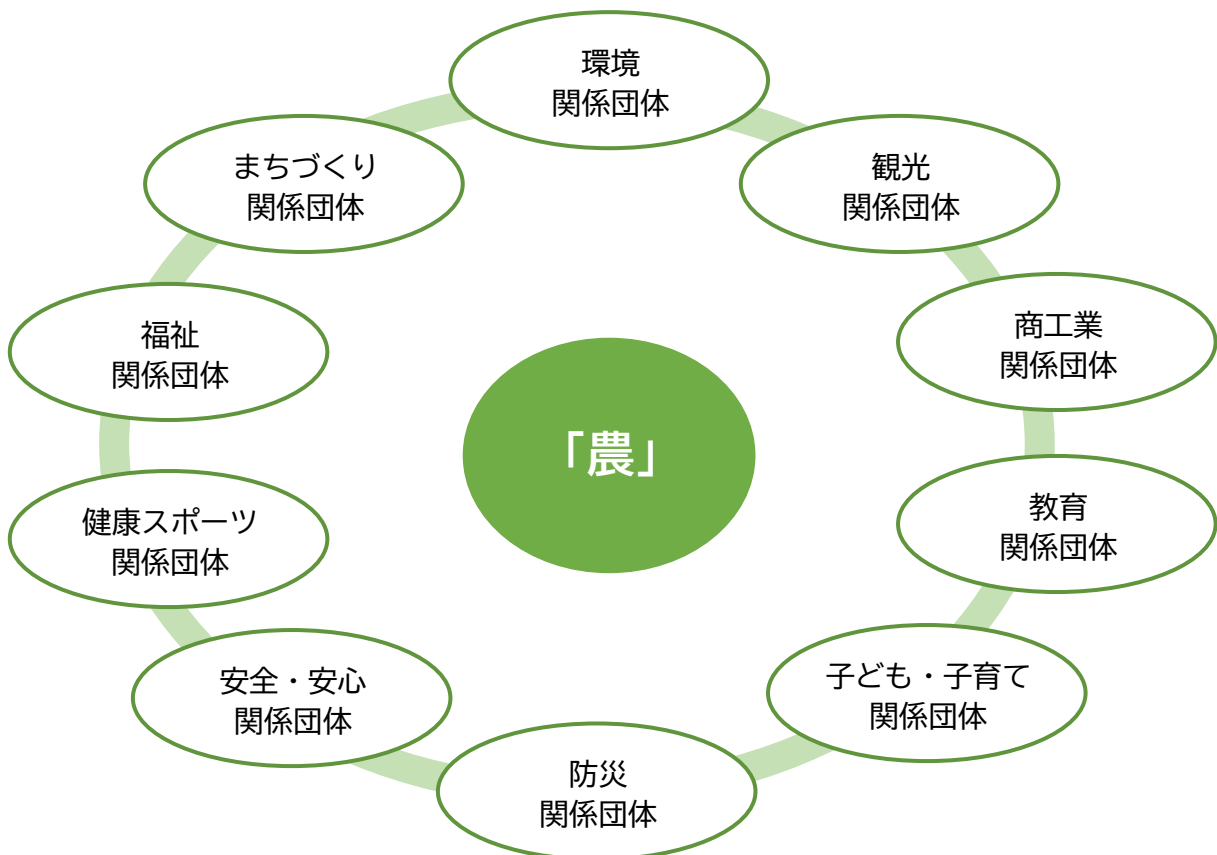
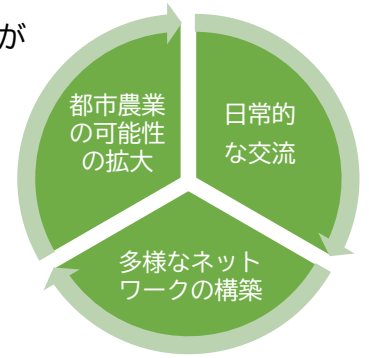
農業者や関係者だけで進めるのではなく、出会ったことのない人たちが交流する機会や場をつくりながら進めていきます。

② 多様なネットワークの構築

多様なネットワークを重層的に築くことにより、社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応しつつ、着実に推進していきます。

③ 都市農業の可能性の拡大

さまざまな人や団体等との関係づくりを意識的に進めていくことで、都市農業の可能性を広げていきます。



2 計画の進行管理

(1) 進行管理の体制

本計画を進行管理していくために、農政課を中心に実施状況を点検・評価し、緑化・農業関連団体などの関係団体、さいたま農業協同組合や埼玉県とも連携しつつ、課題解決に向けた検討を行います。

(2) 進行管理の進め方

事業の実施状況の点検・評価を定期的に行い、その結果をふまえながら、本市の財政状況や社会経済情勢の変化、法制度の改正といった外部要因等も反映させつつ、以降の事業展開を検討していきます。

こうした進め方により、総合計画・実施計画や予算等とも調整しつつ、本計画の実行性・実効性が向上する仕組みへと改善する方向で進行管理を進めていきます。

資料編

- 1 策定の経緯
- 2 川口市農政審議会委員名簿
- 3 アンケート調査結果
- 4 用語解説

資料編

1 策定の経緯

日程	項目	内容等
令和4年 5月19日	令和4年度第1回 川口市農政審議会	・(仮称)第2次川口市農業基本計画の策定について
令和4年 6月～7月	農業者・関係団体等ヒアリング ・農業者 ・川口市農業青年会議所 ・さいたま農業協同組合 ・川口市緑化産業団体連合会 ・飲食店関係者 ・川口市食生活改善推進員協議会	・農業基本計画に期待すること ・川口市農業が発展していくために必要なこと ・「農」に関連した取組の可能性について ・市内でのユニークな取組について
令和4年 7月21日	令和4年度第2回 川口市農政審議会	・中間報告について ・川口市農業をとりまく状況の整理及び重視すべき取組について
令和4年 9月26日	令和4年度第3回 川口市農政審議会	・第2次川口市農業基本計画(川口市都市農業振興計画)骨子案について
令和4年 11月～12月	農業関係者への意見聴取	・第2次川口市農業基本計画(川口市都市農業振興計画)案について
令和4年 12月6日～ 令和5年 1月4日	パブリックコメント	
令和5年 2月2日	令和4年度第4回 川口市農政審議会	・意見聴取及びパブリックコメントの実施結果について ・第2次川口市農業基本計画(川口市都市農業振興計画)案について

2 川口市農政審議会委員名簿

任期：令和4年5月15日～令和6年5月14日

役職	氏名
会長	飯村 靖史
副会長	會田 正行
委員	舩津 由徳
委員	桐山 洋一郎
委員	加藤 吉江
委員	小林 祐一
委員	松井 幸助
委員	坂口 清貴

役職	氏名
委員	椎橋 美孝
委員	戸枝 正幸
委員	山岡 孝
委員	中山 栄次
委員	石塚 直幸
委員	長嶋 聡
委員	本間 利明

3 アンケート調査結果

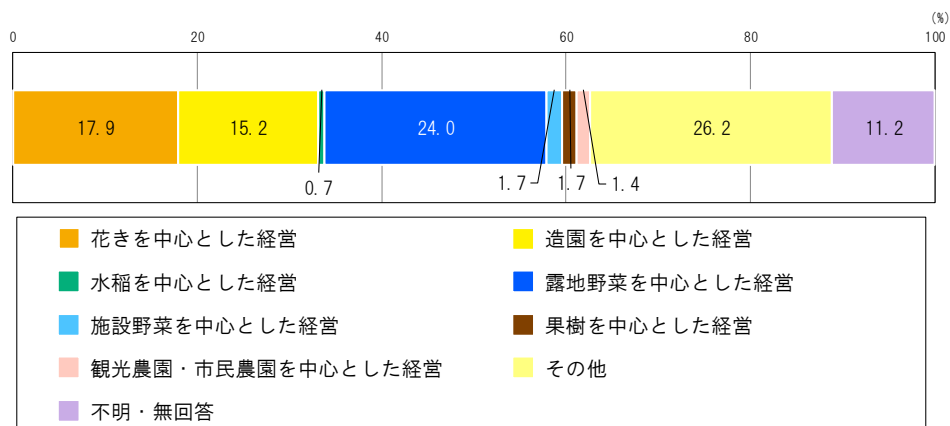
(1) 調査概要

	農業者	市民
調査目的	現在の営農状況、将来の農地の維持及び農業経営の意向などについての把握	「農（植木・花を含む）」や「食」がある暮らしに関する関心や参加意向の把握
調査方法	郵送による配布・回収	インターネットリサーチ会社を利用したWEB調査
調査対象件数	農地基本台帳に登録のある農業者（農家）1,077人	川口市民を対象とし、以下の抽出条件のもと、500サンプルの回収を目標に実施（職業のうち除外業種としてマスコミ、広告、市場調査、農業・漁業・林業・鉱業従事者を設定） 《抽出条件》 ・性別は、可能な限り均等に抽出 ・年代は、「①20～34歳」、「②35～49歳」、「③50歳～64歳」、「④65歳以上」の4区分として、可能な限り均等に抽出
調査期間	令和4年7月7日～7月21日	令和4年7月8日～7月11日
回収状況	420件（回収率39.0%）	513件

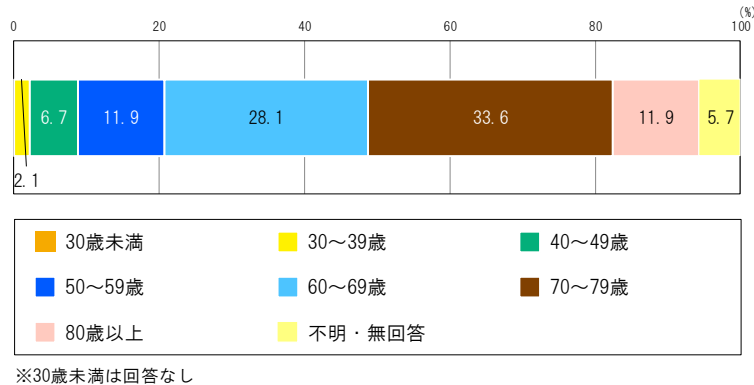
(2) 農業者アンケート

① 営農状況

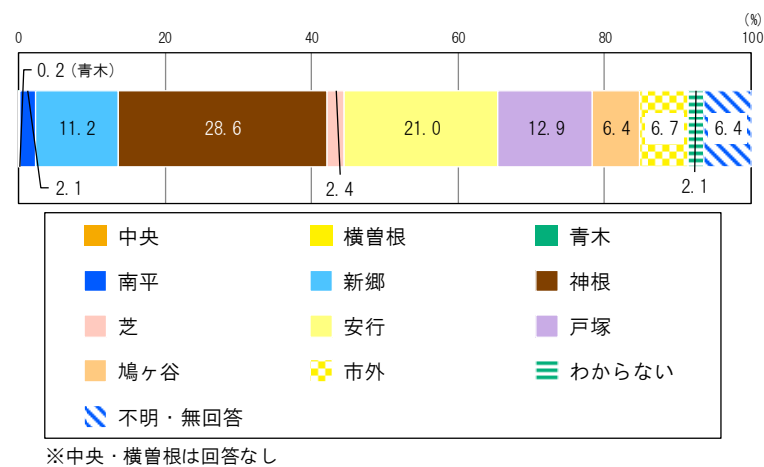
a 経営形態（回答者数=420, 単数回答）



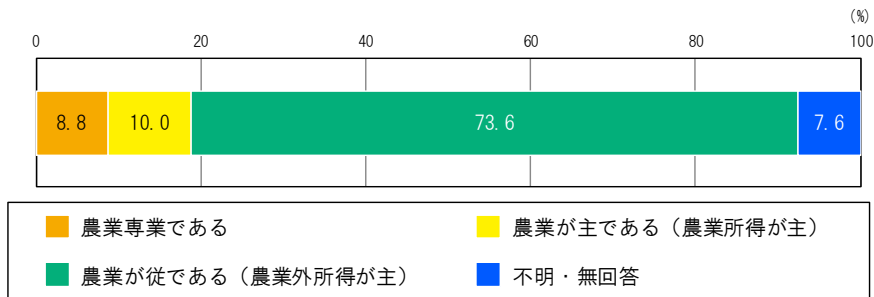
b 農作業を中心となって担っている人の年齢（回答者数=420, 単数回答）



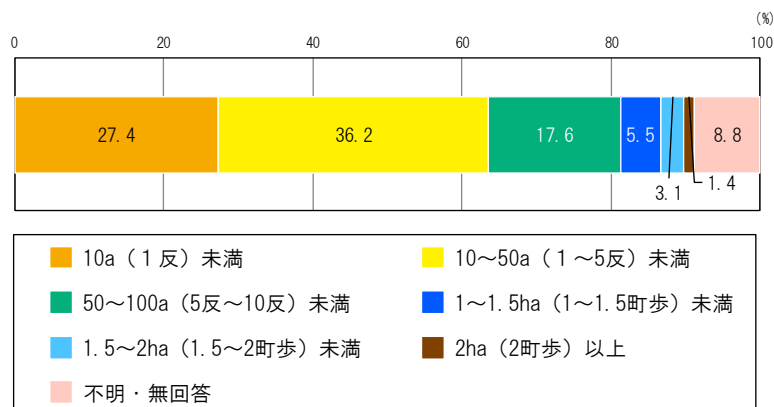
c 主力となる作物を作付している地域について（回答者数=420, 単数回答）



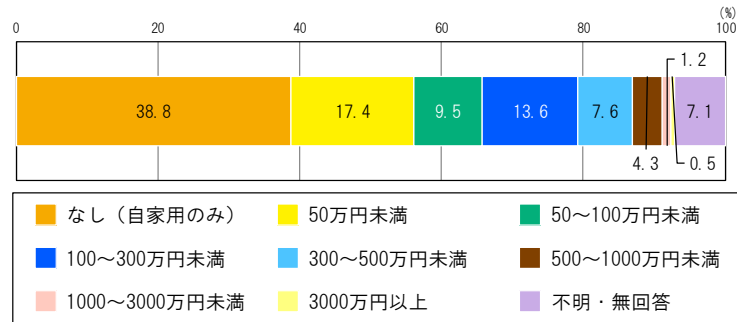
d 現在の就業状況について（回答者数=420, 単数回答）



e 耕作している農地面積（回答者数=420, 単数回答）

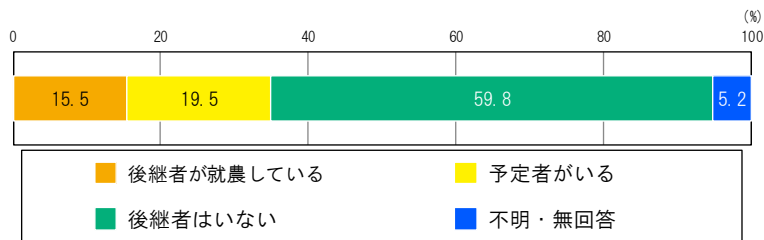


f 年間の農業所得（回答者数=420，単数回答）

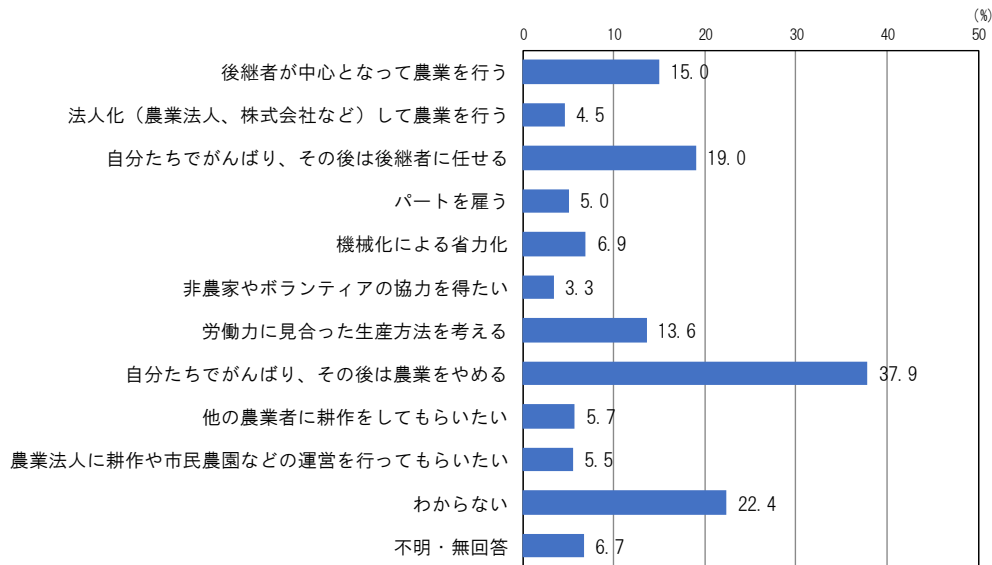


② 農業の担い手について

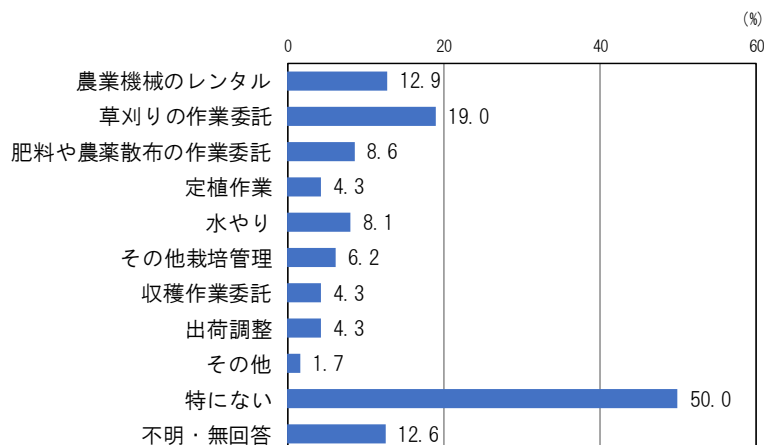
a 農業後継者の状況（回答者数=420，単数回答）



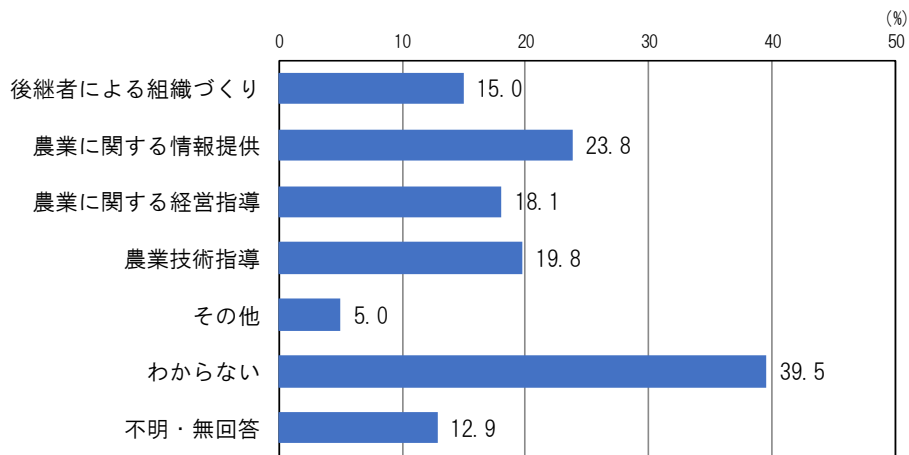
b 今後の担い手や労働力について（回答者数=420，複数回答）



c 有償による支援や作業委託として新たに必要なこと（回答者数=420，複数回答）

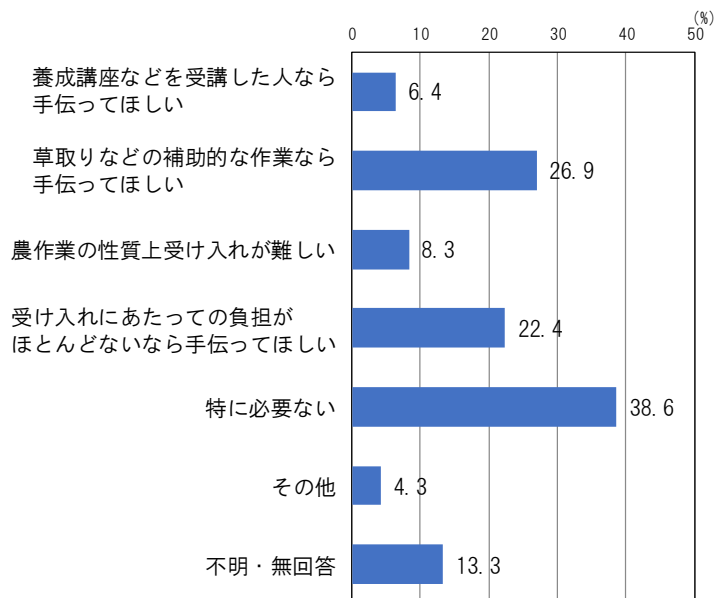


d 農業後継者の支援として必要なこと（回答者数＝420，複数回答）



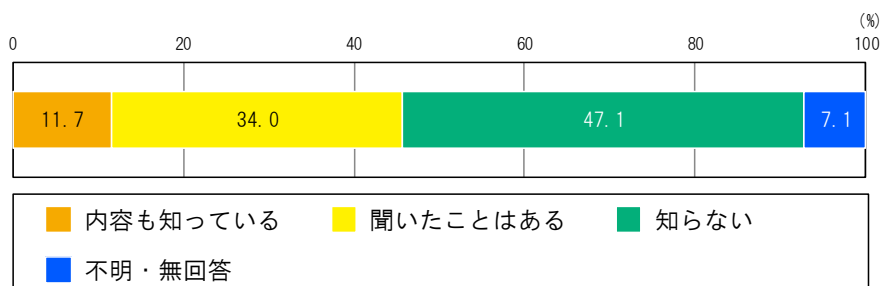
e 市民や団体などが農作業を応援する仕組み（援農ボランティア）について

（回答者数＝420，複数回答）

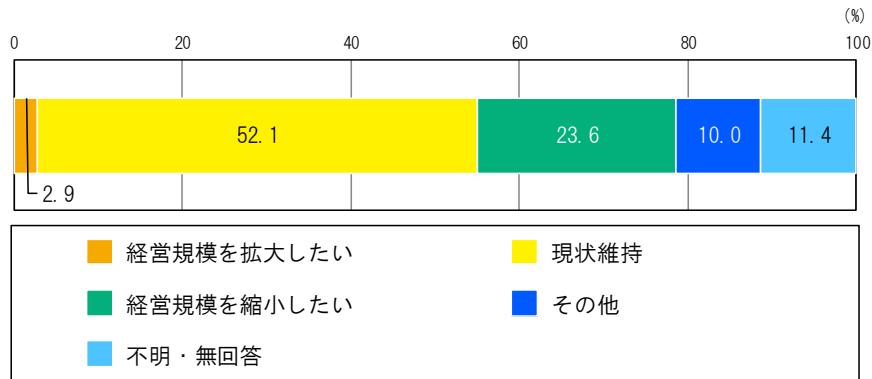


③ 農地について

a 生産緑地の貸借に係る新たな仕組みの認知度（回答者数＝420，単数回答）



b 今後の経営規模の意向（回答者数=420, 単数回答）



■ 経営規模拡大に向けた方法

(bで経営規模を拡大したいと回答：12件の内訳)

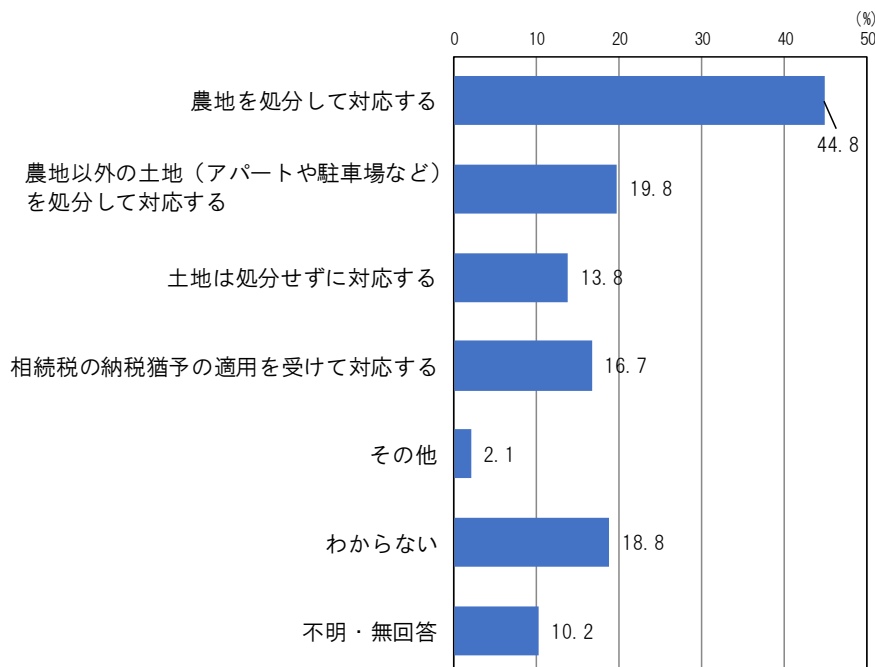
- 「農地を購入する」「農地を借りる」16.7% (2件)
- 「相続などにより農地を取得する」8.3% (1件)

■ 規模拡大したい農家や、活用したい農家への農地の貸借等について

(bで経営規模を縮小したいと回答：99件の内訳)

- 規模拡大したい農家等への農地の貸借等に関して「その意思はない」35.4%、
- 「自分の農地を売ることができる」21.2%
- 「自分の農地を貸すことができる」18.2%

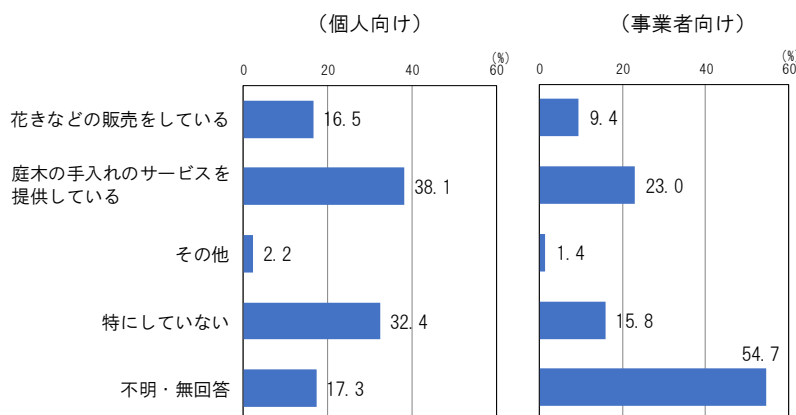
c 相続が発生した場合の対応について（回答者数=420, 複数回答）



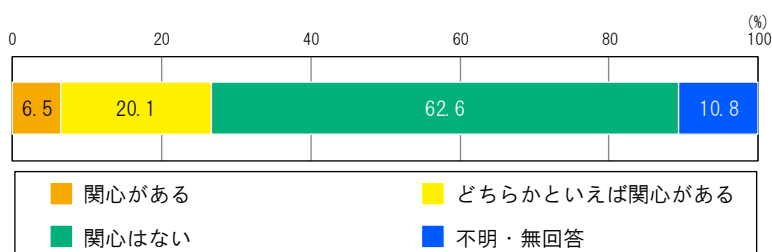
④ 販路などに関する現状や取組意向について

(a～dは花きを中心とした経営または造園を中心とした経営をされている生産者のみ回答)

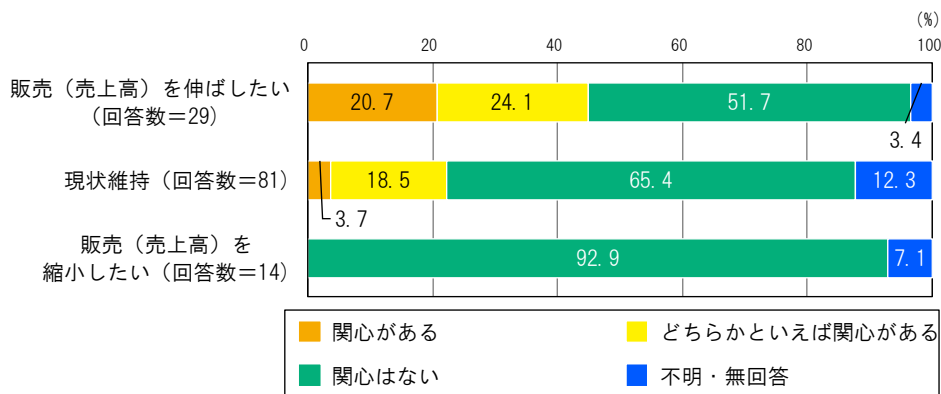
a 花きの販売や手入れなどの販売状況 (回答者数=139, 複数回答)



b 販路拡大に向けた販促用パンフレット・カタログの作成への関心 (回答者数=139, 単数回答)

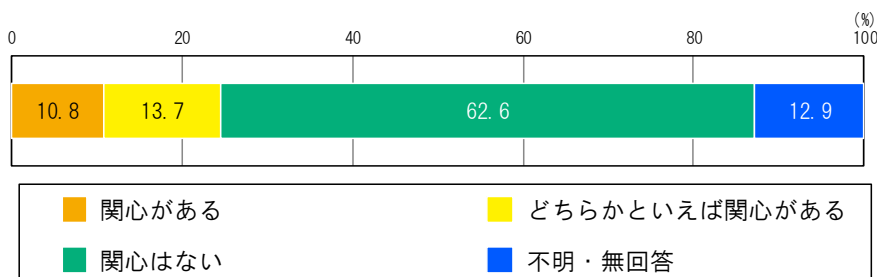


[今後の販売意向別]

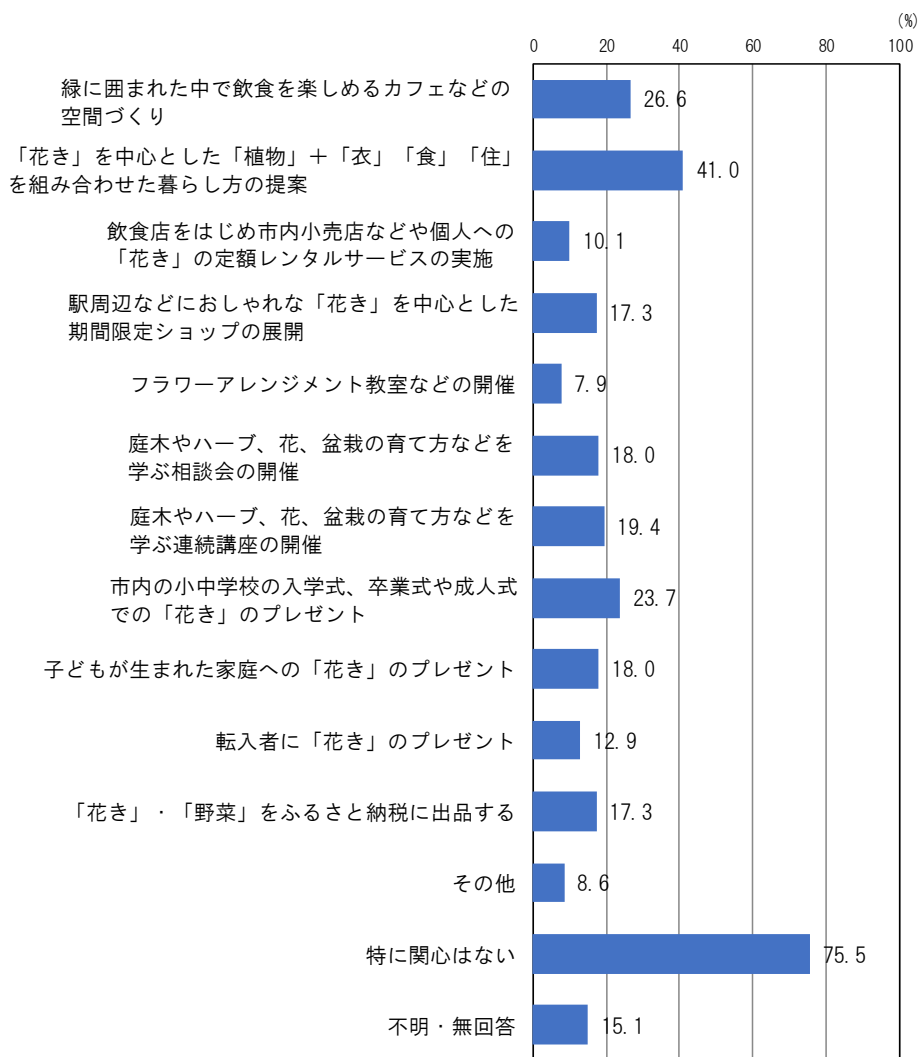


c 盆栽や植木の海外輸出や外国人による買い付け促進に関わる取組への関心

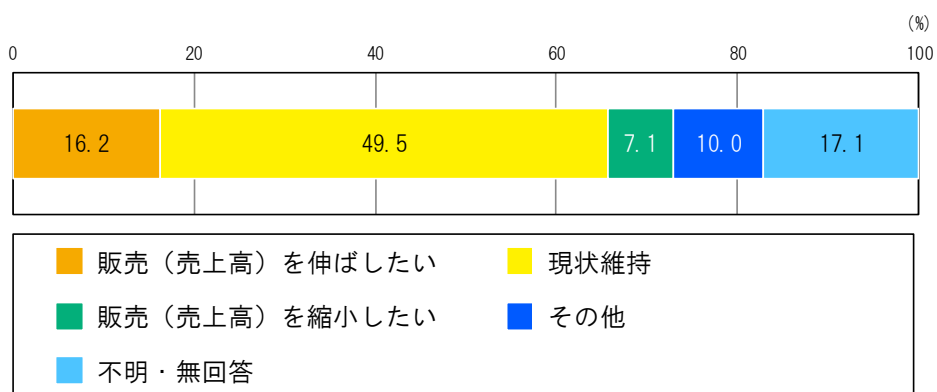
(回答者数=139, 単数回答)



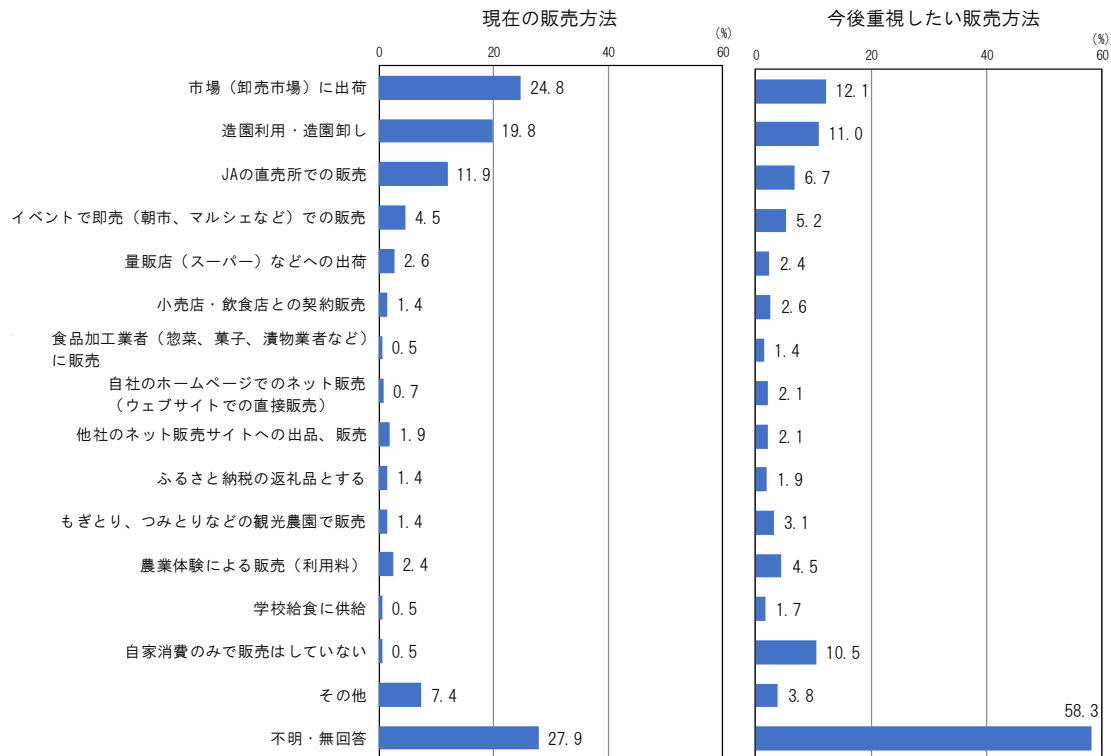
d 川口市の緑化産業をPRしていく取組への関心 (回答者数=139, 複数回答)



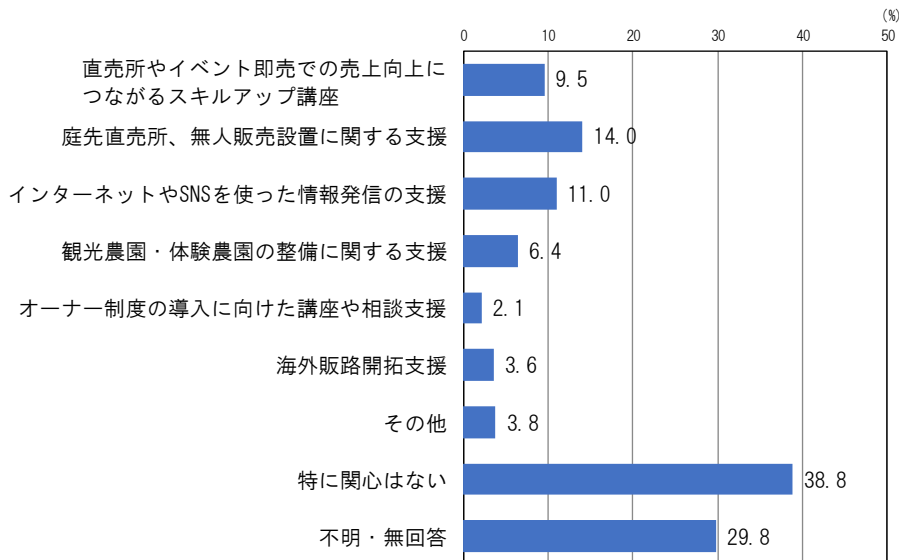
e 今後の販売意向 (回答者数=420, 単数回答)



f 農産物の現在の販売方法・今後重視したい販売方法（回答者数＝420，複数回答）

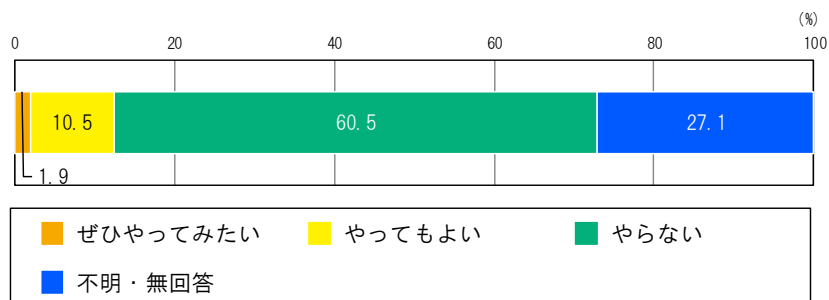


g 販路拡大、売り上げ額アップに係る関心のある支援事業（回答者数＝420，複数回答）

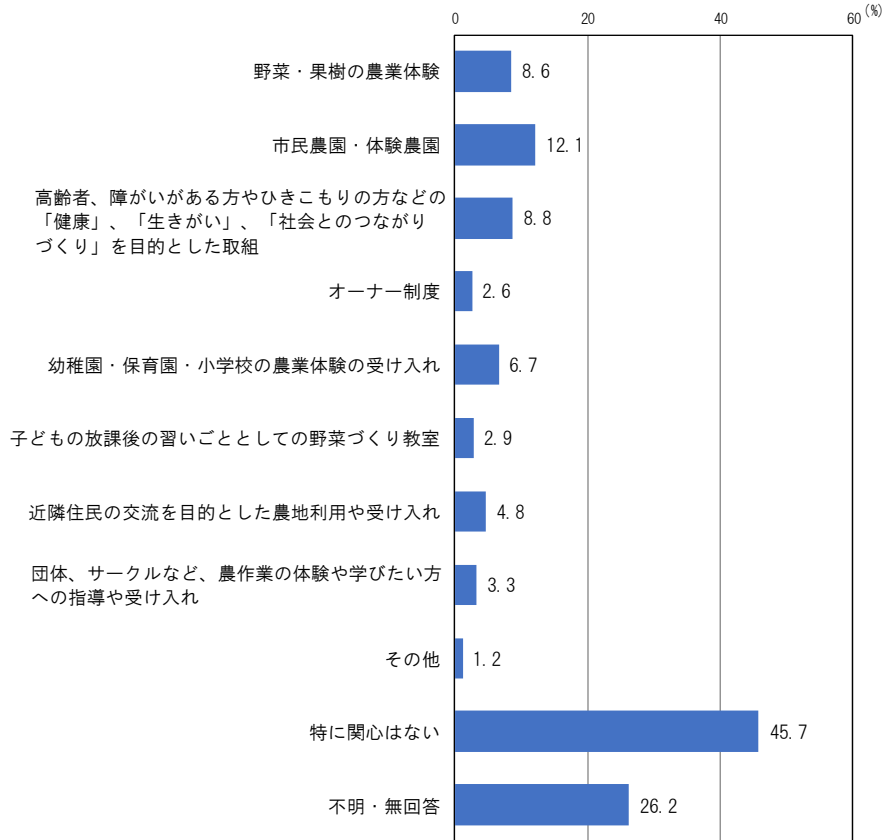


⑤ 農業に関する取組意向について

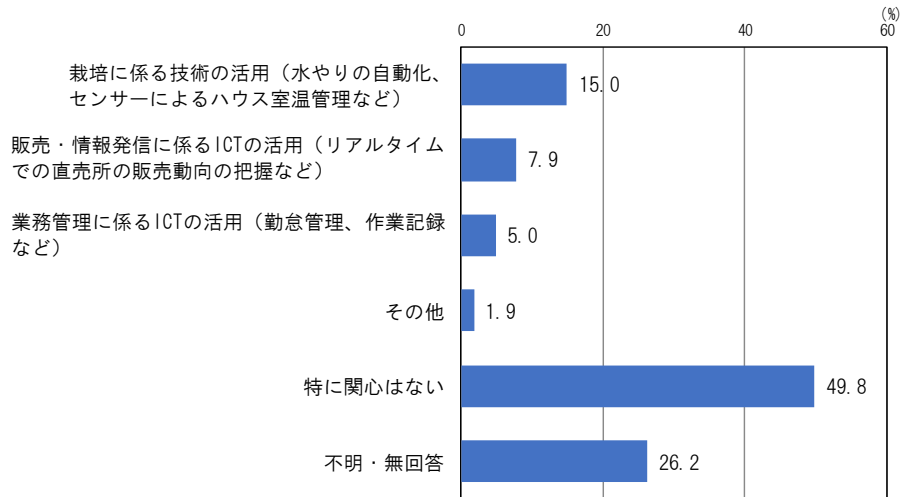
a 新しい特産品づくりの取組への関心（回答者数＝420，単数回答）



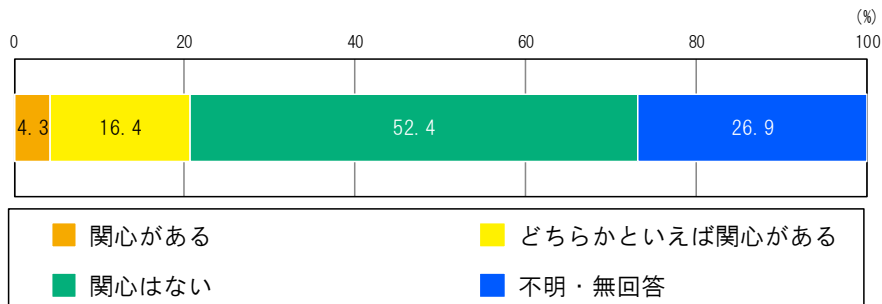
b 農業体験、体験農園、直売などの取組への関心（回答者数=420，複数回答）



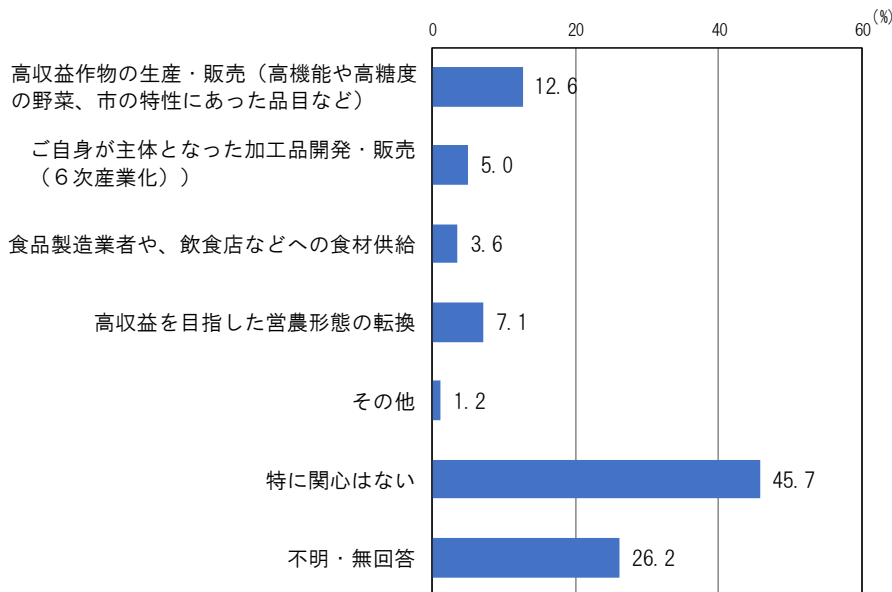
c スマート農業で関心のある領域（回答者数=420，複数回答）



d 障害のある方への作業委託への関心（回答者数=420，単数回答）

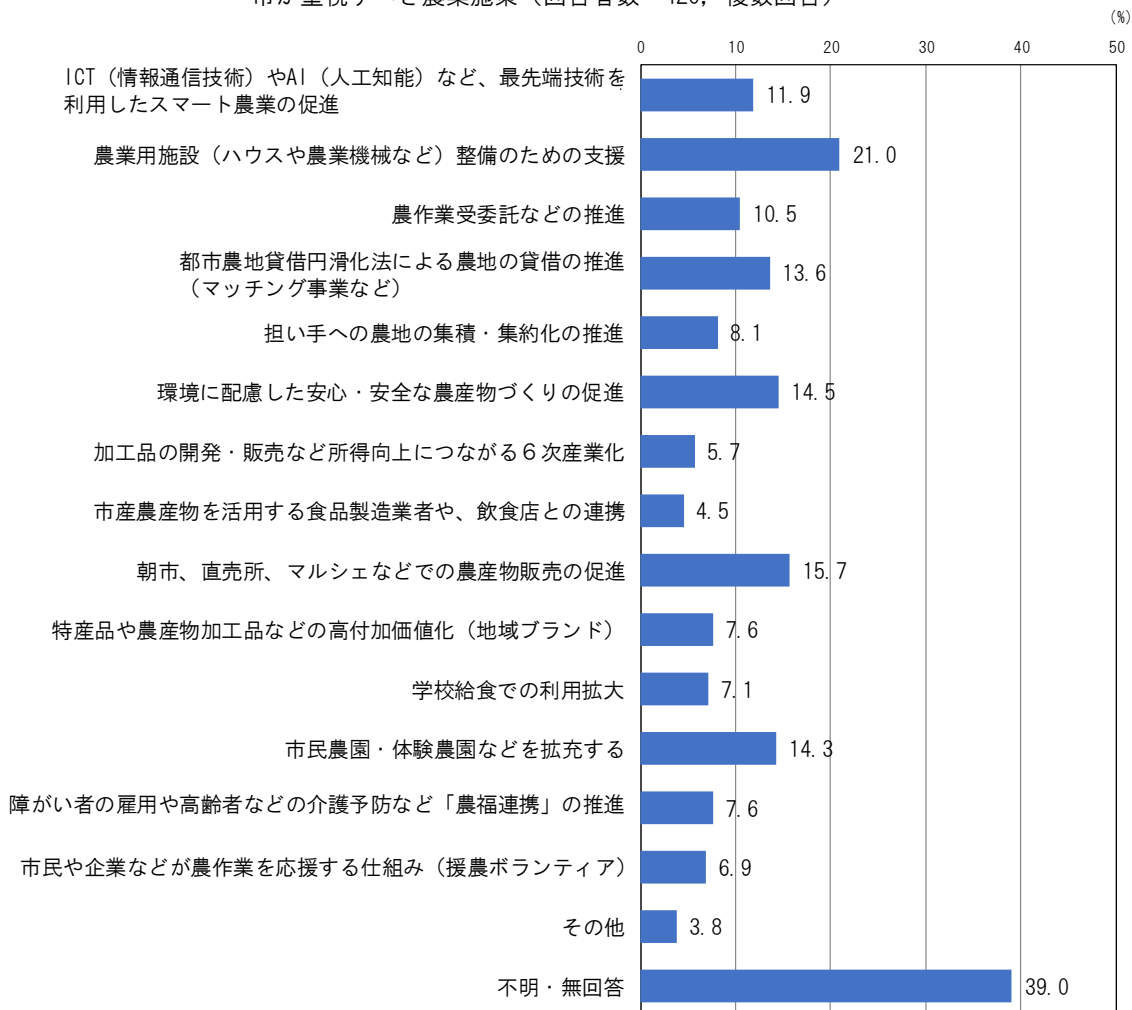


e 新しい取組への関心（回答者数＝420，複数回答）



㊦ 市が取り組む施策について

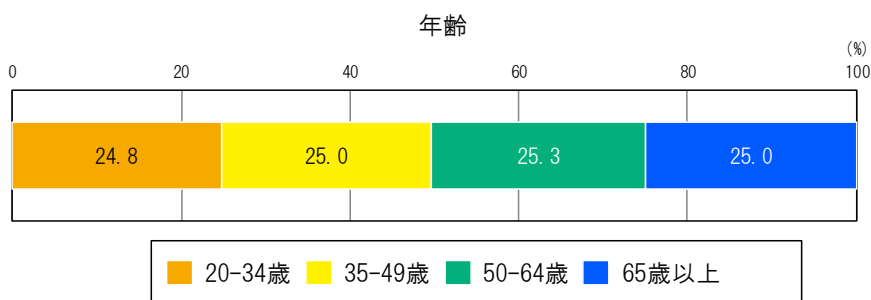
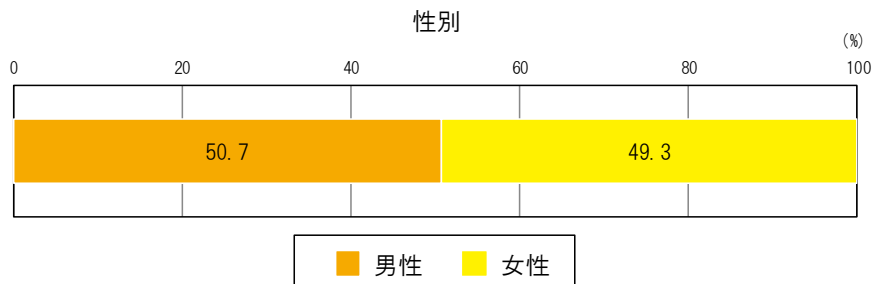
市が重視すべき農業施策（回答者数＝420，複数回答）



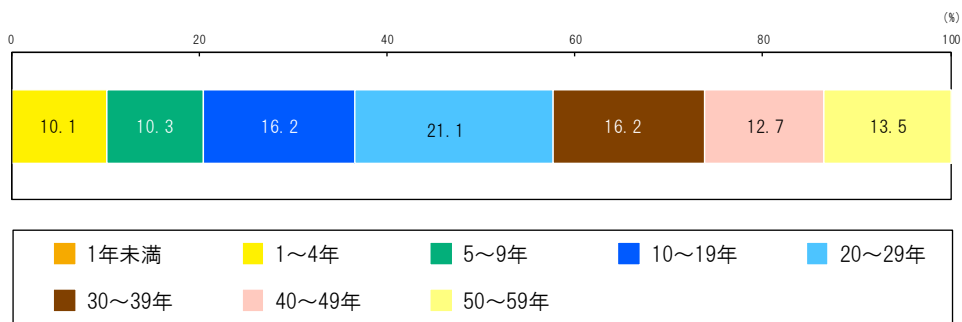
(3) 市民アンケート

① 回答者属性

a 性別・年齢 (回答者数=513, 単数回答)

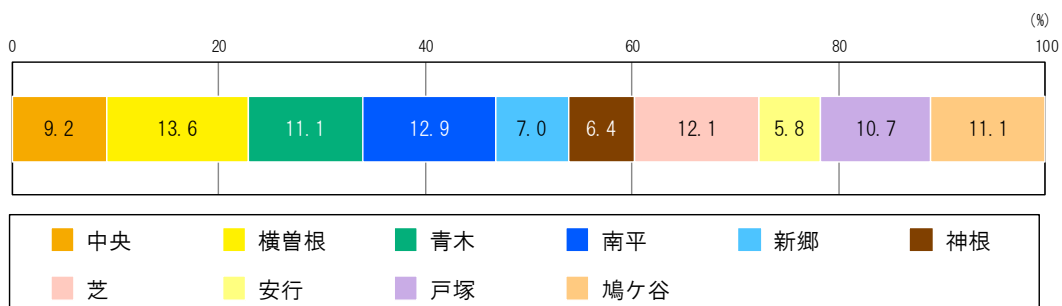


b 居住年数について (回答者数=513, 単数回答)



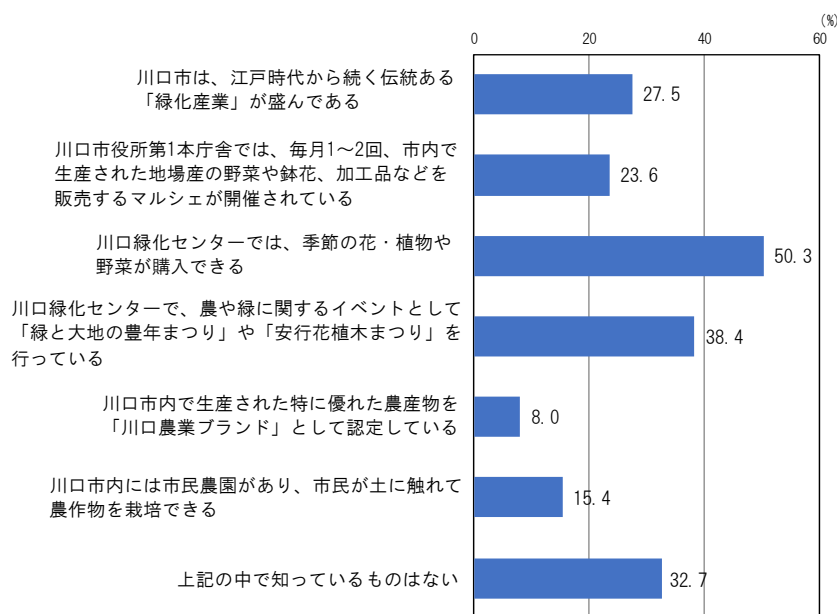
※1年未満は回答なし

c 居住地について (回答者数=513, 単数回答)

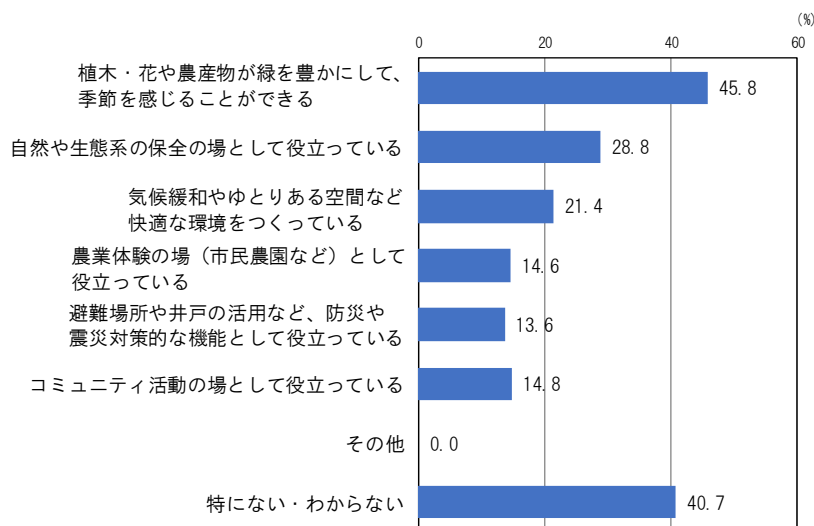


② 「農」や「食」に関する現況（認知・関心と取組・利用）

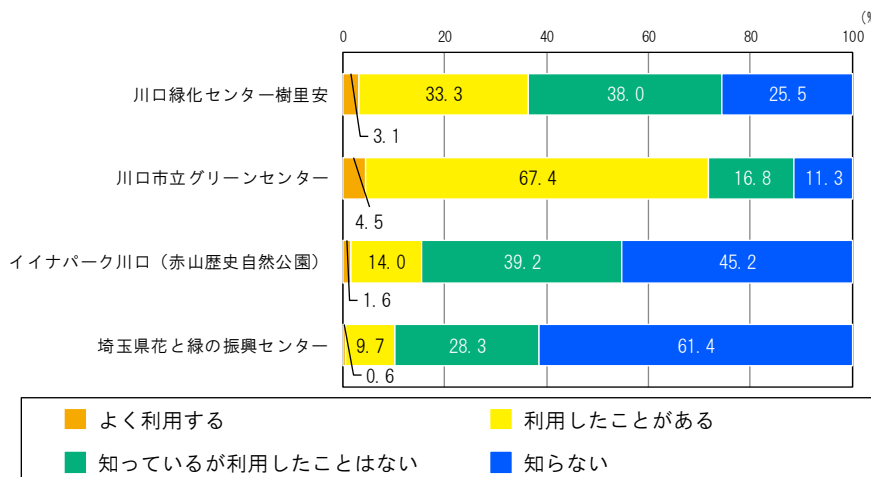
a 川口市の「農」や「食」について知っている項目（回答者数=513, 複数回答）



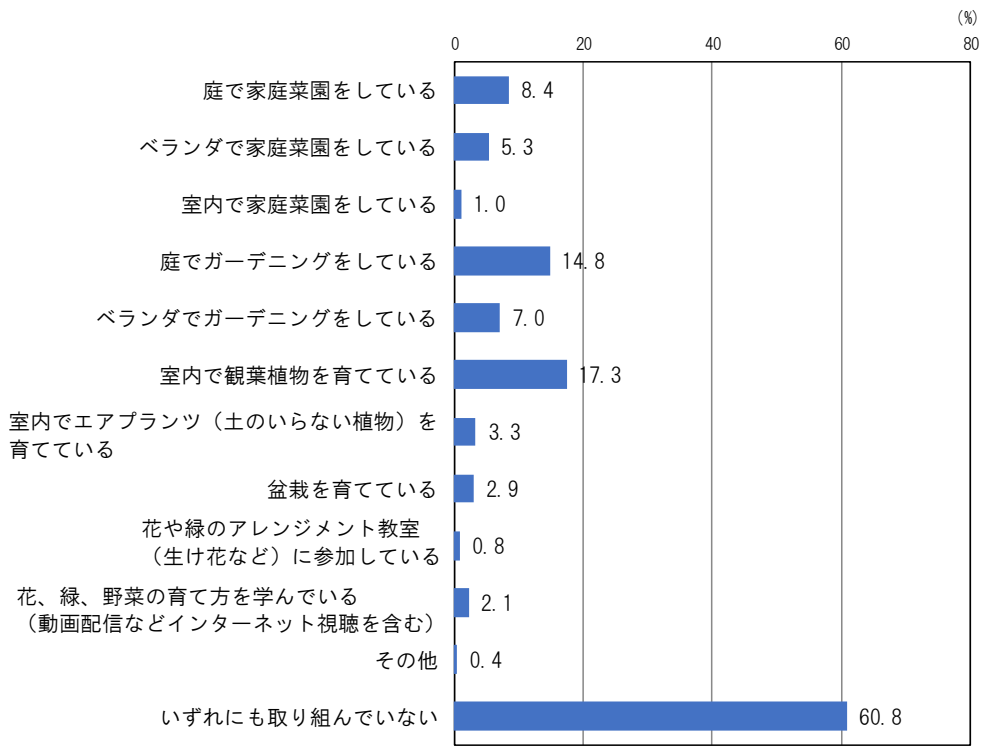
b 農地の効果について感じていること（回答者数=513, 複数回答）



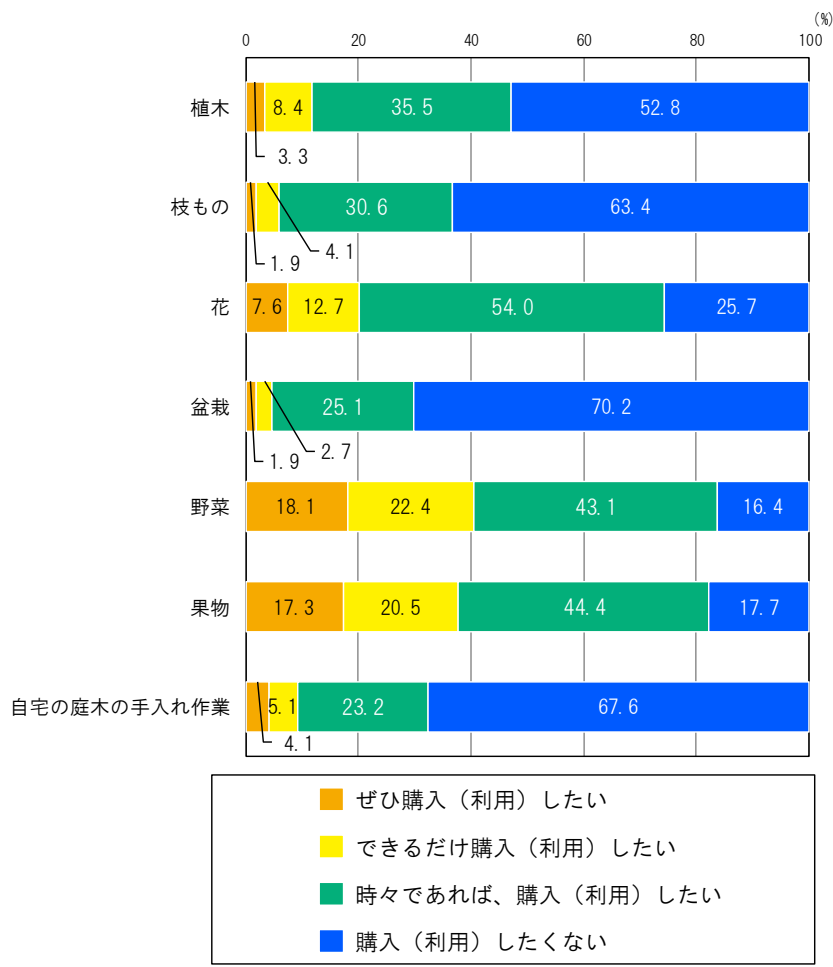
c 川口市内の「農」と「緑」に関する施設の利用状況（回答者数=513, 単数回答）



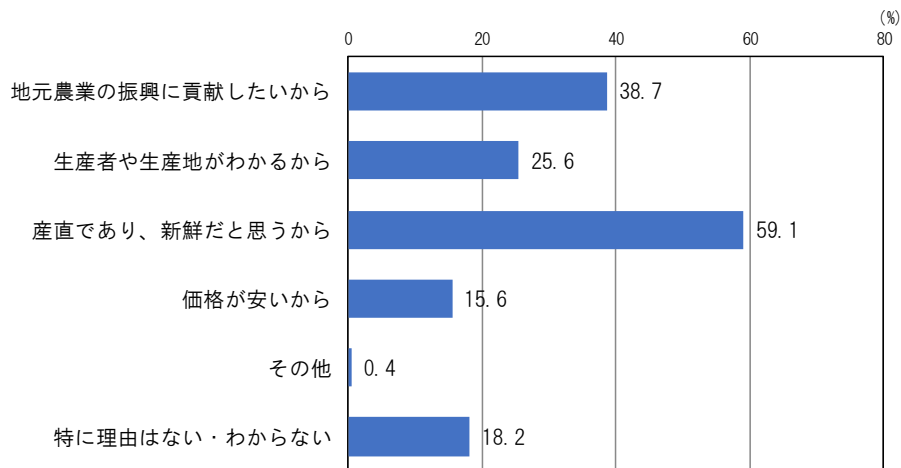
d 普段の生活の中での「農」や「食」に関して取り組んでいるもの（回答者数=513, 複数回答）



e 川口産農産物の購入意向・サービスの利用意向（回答者数=513, 単数回答）



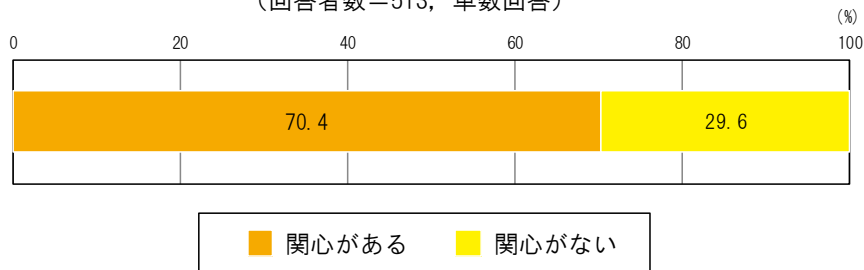
f 川口産農産物を購入したい理由・サービスを利用したい理由（回答者数=450, 複数回答）
 （eの問いに対して購入（利用）したいと回答した人への設問）



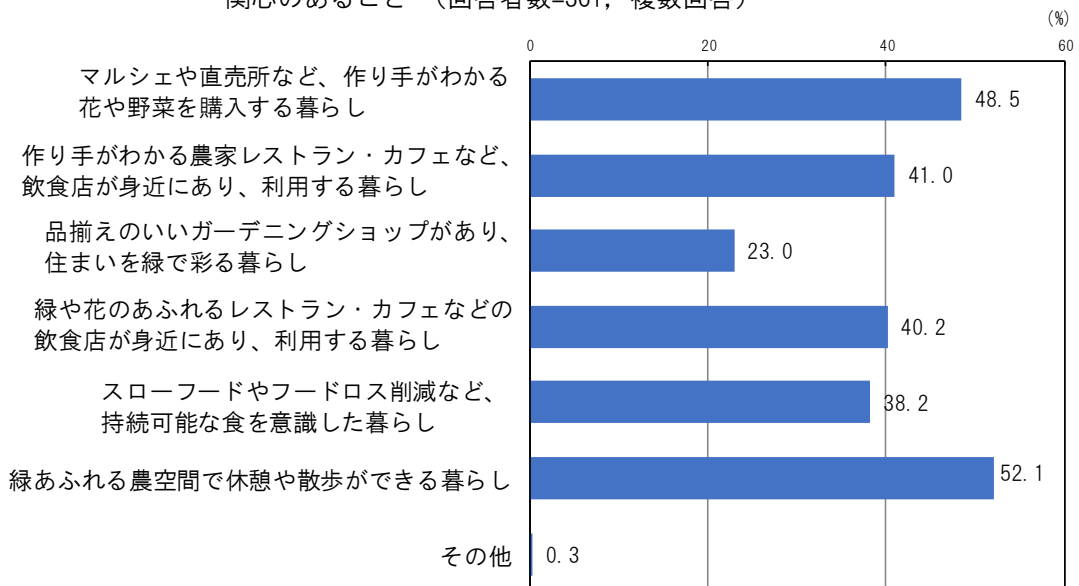
③ 「農」や「食」に関する暮らしや関わり意向

a 「農」や「食」に関する暮らし方で関心のあるもの

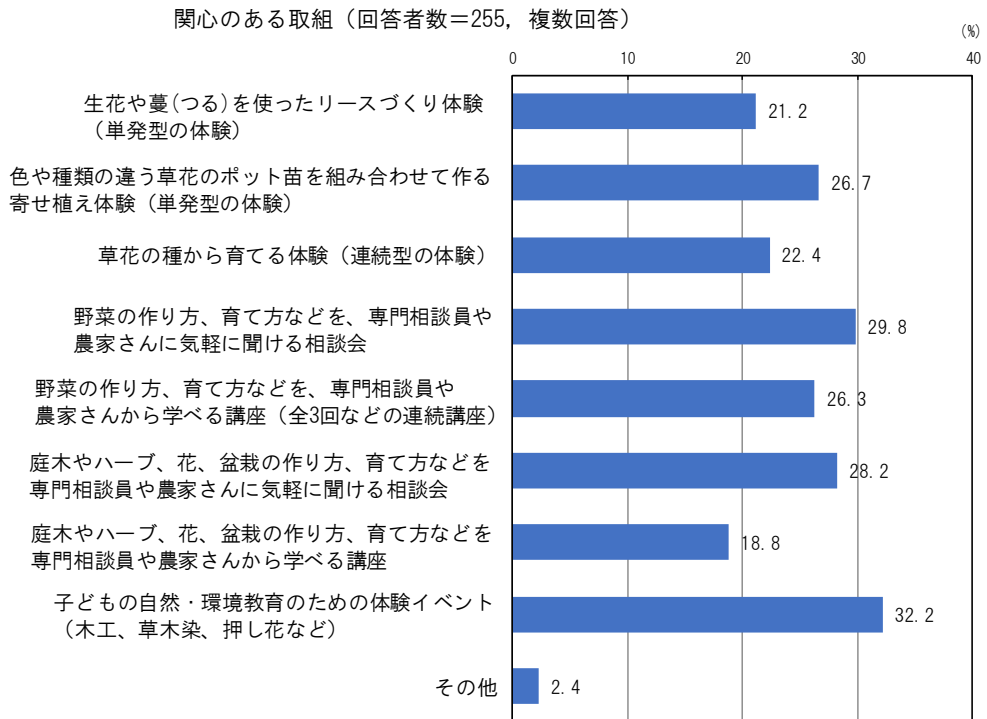
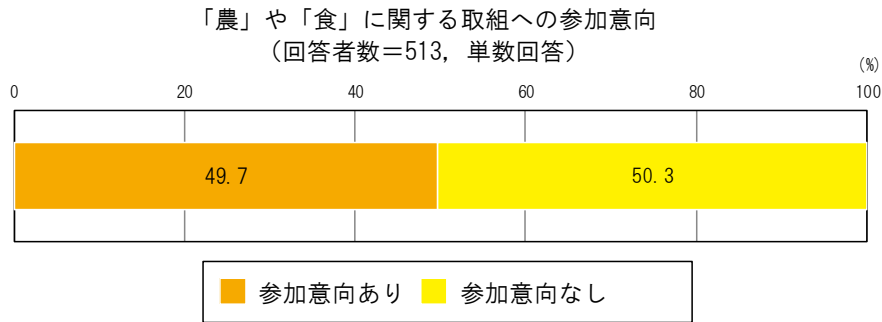
「農」を身近に感じる暮らし方への関心
 （回答者数=513, 単数回答）



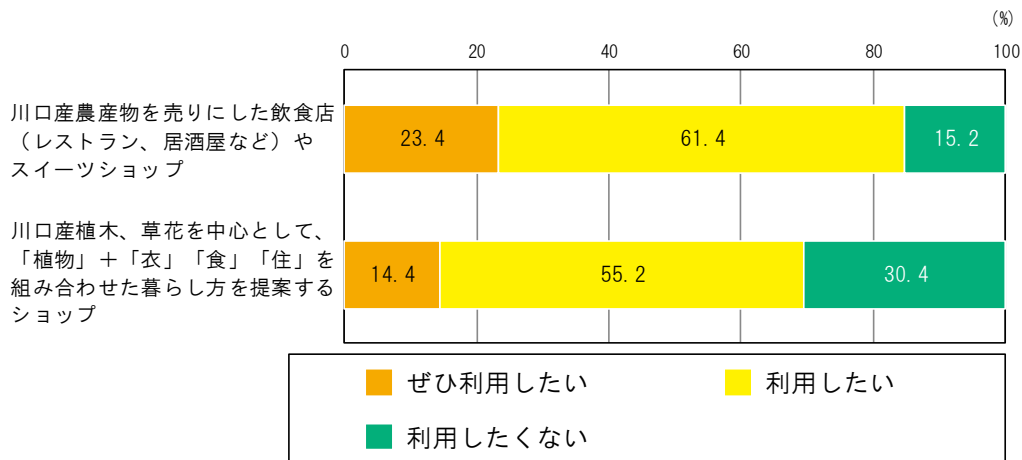
関心のあること（回答者数=361, 複数回答）



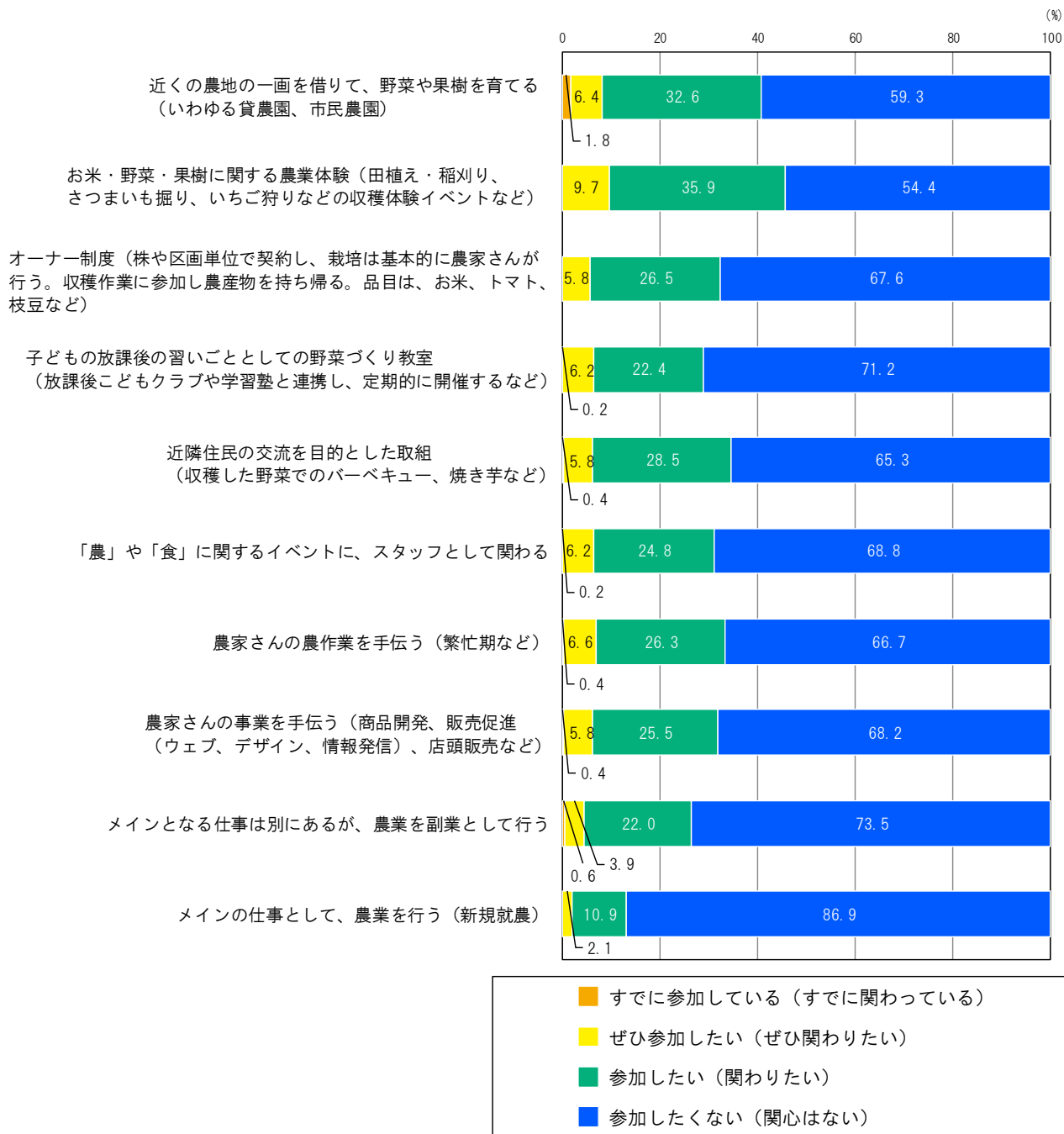
b 「農」や「食」に関するもので参加してみたい取組



c 川口産農産物を使った店舗の利用意向 (回答者数=513, 単数回答)

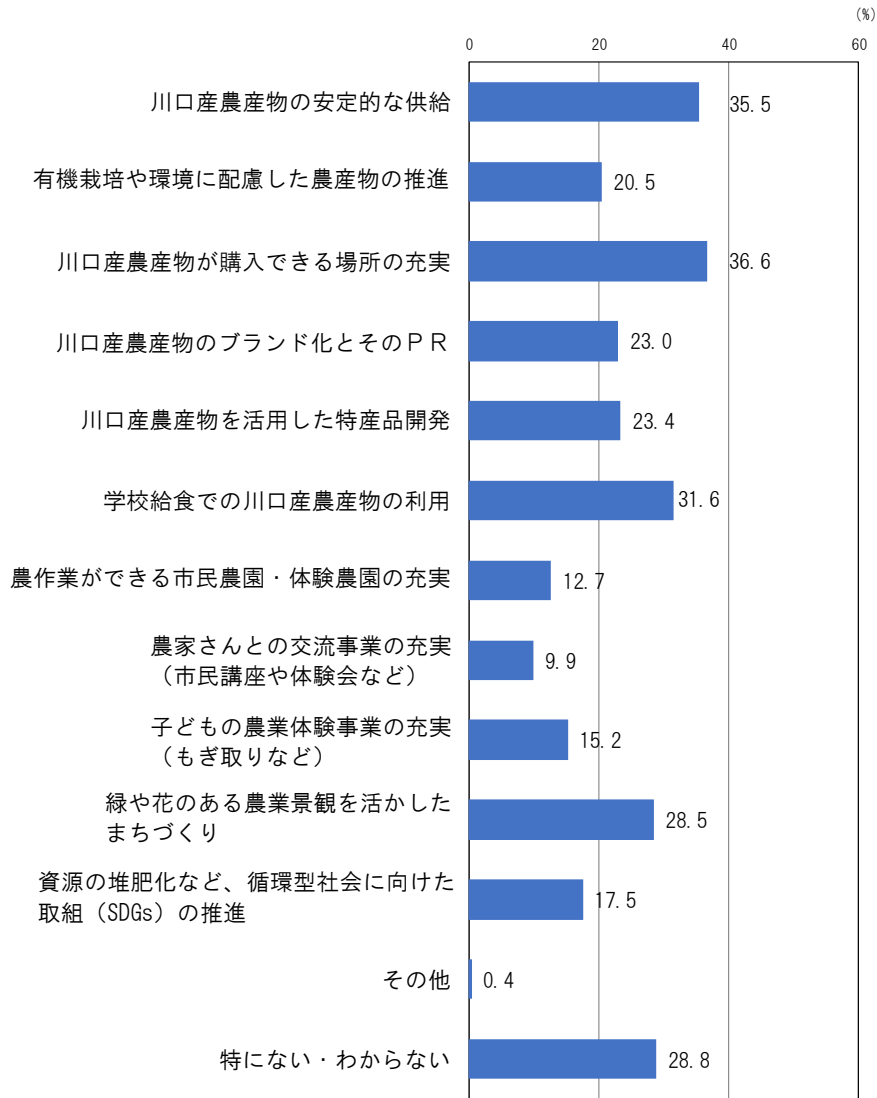


d 川口市の農地で参加してみたい取組 (回答者数=513, 単数回答)



④ 川口市の農業政策について

農業政策で重視してほしいこと（回答者数=513, 複数回答）



4 用語解説

用語	解説	初出頁
あ行		
SNS	Social Networking Service の略称。Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスをいう。	14
オーナー制度	消費者（オーナー）が農産物などの生産者に対して事前に会費などの料金を支払い、割り当てられた株や区画の農産物を受け取る仕組みをいう。	14
か行		
花き	観賞の用に供される植物。具体的には、切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの、芝類、地被植物類をいう。	11
観光農園	観光客などを対象に、農業者が自ら生産した農産物の収穫など一部の農作業を体験又は観賞させて対価を得る農園をいう。	14
近郊緑地保全区域	首都圏における緑地の保全、無秩序な市街化の防止を目的として、「首都圏近郊緑地保全法」に基づき国土交通大臣が指定する区域をいう。この区域内で建築物等の新築・増改築、宅地造成、樹木の伐採などを行う場合は市長に届出が必要となる。本市では、安行及び神根地区の一部約 580ha が指定されている。	38
経営耕地面積	農林業経営体が経営している耕地面積であり、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計面積をいう。	9
コロナ禍	新型コロナウイルスの流行による災難や危機的状況をいう。	22
さ行		
作目	農作物の種目をいう。	12
三大都市圏特定市	東京都の特別区、首都圏・近畿圏・中部圏にある政令指定都市及び既成市街地・近郊整備地帯などの区域内に所在する市をいう。本市も三大都市圏特定市に含まれている。	2
市街化区域	無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、「都市計画法」に基づき指定される区域区分のひとつであり、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。	4
市街化調整区域	「都市計画法」に基づき指定される区域区分のひとつであり、市街化を抑制すべき区域をいう。	8
自給的農家	経営耕地面積が 30a 未満かつ年間の農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。	9
市民農園	地域住民などがレクリエーションや生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための農園をいう。	16
食育	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育む取組をいう。	22
スローフード	イタリア発祥の「食」に関する運動で、おいしく健康的で、環境に負荷を与えず、生産者が正当に評価される食文化を目指す社会運動をいう。	19

用語	解説	初出頁
生産緑地地区	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地として適しているものとして都市計画に定めた農地をいう。	4
専業農家	世帯員の中に兼業従事者がいない農家をいう。	11
相続税納税猶予制度	相続又は遺贈により農地等を取得した相続人が、その農地等で農業を継続する場合には、一定の要件のもとに相続税の納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除される制度をいう。	4
た行		
第1種兼業農家	農業所得の方が兼業取得よりも多い兼業農家をいう。	11
第2種兼業農家	兼業取得の方が農業取得よりも多い兼業農家をいう。	11
第5次川口市総合計画	本市の行政運営の総合的な指針となる市の最上位計画をいう。第5次川口市総合計画は、平成28年～令和7年を計画期間とする。	2
体験農園	農業者が農園主として管理を行い、利用者は入園料などを支払って農園主の指導のもと農作業を行う農園をいう。	14
脱炭素	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることをいう。	42
地産地消	地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内で消費しようとする取組をいう。	6
都市計画区域	都市計画法に基づき、自然的・社会的な諸条件や人口などの現況及び推移を勘案した上で、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都道府県知事が指定したものをいう。	8
な行		
認定新規就農者	新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を始めて5年以内の青年等を含む。）であって、市町村から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた農業者をいう。	32
認定農業者	自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする「農業経営改善計画」を作成し、市町村などから認定を受けた農業者をいう。	6
農家レストラン	農業者が、食品衛生法に基づき都道府県知事等の許可を得て、自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供するレストランをいう。	4
農業委員会	市町村に設置される、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会をいう。	4
農業経営改善計画	農業者が、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画をいう。農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情をふまえて定める育成すべき農業経営体の農業経営の指標などを内容とした「基本構想」に照らして、その計画が適切であると認定されることで認定農業者となる。	32

用語	解説	初出頁
農業経営体	経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業、農作物の作付面積・栽培面積が定められた基準以上の農業または農作業の受託の事業を行う者をいう。	9
農地基本台帳	農業委員会が作成する農地の台帳であり、農地一筆ごとの所在地などの情報、所有者情報や権利の設定状況などが記録されている。	11
農地中間管理機構	平成 26 年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」であり、農地の所有者から農地を借り受け、認定農業者などの担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付ける事業を行う。 埼玉県では、農地中間管理機構として公益社団法人埼玉県農林公社が指定されている。	4
農林業センサス	日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5 年ごとに行う調査をいう。	9
は行		
販売農家	経営耕地面積が 30a 以上または農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。	9
フードロス	売れ残り、食べ残しや売り物にならない規格外品など、本来食べることのできる食品が廃棄されてしまうことをいう。	19
ま行		
マルシェ	フランス語で「市場」を意味し、市街地に設置したテントなどで生産者が農林水産物及びその加工品を消費者に直接販売する会場のことをいう。 本市では、川口産農産物の P R ・消費拡大を図るため、市役所庁舎において定期的に「市役所マルシェ」を開催している。	6
緑のまちづくり推進条例	建築や開発行為に伴う緑化、保全すべき緑地等の指定などを通じて、緑の保全と創出を図ることにより、美しく住みよいまちづくりに寄与することを目的として定められた条例をいう。	38
木質バイオマス	バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く。)」のことをいう。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。	42
や行		
遊休農地	現在農地として利用されておらず、かつ、今後も農地として利用される可能性が低いと見込まれる農地及び農地ではあるけれども、周辺の農地と比較して利用の程度が著しく低い農地をいう。	36

用語	解説	初出頁
優良田園住宅制度	<p>農山村地域や都市の近郊などの自然環境が良好な地域にある一戸建ての住宅であって、一定の要件に該当するものをいう。</p> <p>本市においては、安行近郊緑地保全区域の田園的自然環境の保全を目的として、安行・神根地区、木曾呂地区の市街化調整区域を対象区域としており、川口市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に定める敷地面積（300㎡以上）、建ぺい率（30%以下）及び緑化率（50%以上）などの要件を満たす住宅建設が可能となっている。</p>	38

第2次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）

発行日：令和5年3月

企画・編集：川口市経済部農政課

発行者：川口市

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号

TEL (048)258-1110（大代表）

